特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の 一部変更について

> 令和6年3月○○日 閣 議 決 定 案

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(平成30年12月25日閣議決定)を別紙のとおり変更する。

また、この閣議決定による変更前の「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」については、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野として「工業製品製造業分野」が定められるまでの間は、なお従前の例による。

介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 厚生労働大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留 資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとって、 介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「運用方針」 という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

介護分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
- (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

介護分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、 もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

介護人材については、介護人材の処遇改善に加え、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護の仕事の魅力向上等、人材確保のため総合的な取組を進めており、令和元年から令和4年までにかけて、対前年比で平均1万6,000人程度増加している。

(処遇改善)

介護人材の処遇改善については、これまでの累次の処遇改善の取組に加え、令和6年度介護報酬改定において、現行の処遇改善関連加算の一本化を行い、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。

(生産性向上のための取組)

生産性向上のための取組については、介護ロボットやICT等を活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担の軽減に引き続き取り組んでいるほか、組織マネジメント改革を推進するための「生産性向上ガイドライン」の普及・啓発、生産性の向上に資する様々な支援策を一括し、適切な支援につなぐためのワンストップ型の総合的な事業者支援窓口を各都道府県に設置する等の取組を進めて

いる。また、令和5年の介護保険法(平成9年法律第123号)の改正において、都道府県は、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければならない旨の規定が創設されたところであり(令和6年4月に施行)、これに基づき各種取組を一層促進することとしている。

(国内人材確保のための取組)

国内人材確保については、上記に加え、介護分野の未経験者等の参入促進、キャリアパス構築に向けた支援、テクノロジーを活用した職場環境の改善等、介護人材確保に向けた取組を総合的に進めている。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」(令和3年7月9日厚生労働省公表)に基づき、介護分野において、令和10年度に必要となる就業者数を推計すると、235万9,000人となる。

介護分野の有効求人倍率は、令和4年度においては3.74倍と、全平均の1.19倍と比較し、2.5ポイント以上高く、また、地域によって高齢化の状況等は異なっているものの、都道府県別の有効求人倍率でも、全都道府県においておおむね2.00倍以上にあり、依然として高い水準にある。同分野における令和10年度の就業者数は、約213万2,000人となる見込みであり、同年度には22万7,000人程度の介護人材が不足することになる。こうした現状に対応するため、上記(2)の取組を進めているが、それでもなお、令和10年度には相当程度の人手不足が見込まれる。

このため、高齢化の進展等に伴って増大を続ける介護サービス需要に適切に対応していくためには、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度実践できる即戦力の外国人を受け入れることにより、利用者が安心して必要なサービスを受けられる体制の確保を図ることが必要不可欠である。その上で、介護分野における外国人材の受入れに当たっては、今後、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な人材の掘り起こしの強化や、国家資格取得に向けた日本語学習等の支援などの取組を進める。

(4)受入れ見込数

介護分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で13万5,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。当該受入れ見込数は、介護分野において、令和10年度には22万7,000人程度の人手不足が見込まれる中、介護ロボット、ICT等の活用などの取組による5年間で2%程度の生産性向上(4万7,000人程度)や、処遇改善、高齢者及び女性の就業促進等による追加的な国内人材の確保(4万5,000人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大13万5,000人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験等に合格等した者又は介護分野の第2号技能実習を修了した者とする。

(1)技能水準(試験区分)

- ア「介護技能評価試験」
- イ アに掲げる試験と同等以上の水準と認められるもの

(2)日本語能力水準

- ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」及び「介 護日本語評価試験」
- イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの及び 「介護日本語評価試験」
- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置 又は交付の再開の措置に関する事項
- (1) 厚生労働大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2)一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入 れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、法 務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。
- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
- (1) 1号特定技能外国人が従事する業務

身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、 これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)とし、訪問 介護等の訪問系サービスにおける業務は対象としない。

- (2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件
 - ア 事業所で受け入れることができる1号特定技能外国人は、事業所単位で、日本人 等の常勤介護職員の総数を上限とすること。
 - イ 特定技能所属機関は、厚生労働省が組織する「介護分野における特定技能協議会」(以下「協議会」という。)の構成員になること。
 - ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - エ 特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導 に対し、必要な協力を行うこと。
- (3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4)治安への影響を踏まえて講じる措置

厚生労働省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る 事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関 係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏

まえつつ、厚生労働省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

国において、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」等、地域の実情に応じ都道府県が実施する介護人材確保の取組を支援する。

また、厚生労働省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行い、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 厚生労働大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在 留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとっ て、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針 (以下「運用方針」という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

ビルクリーニング分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
- (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

ビルクリーニング分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

ビルクリーニング分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、清掃ロボットの導入促進や高齢者・若年者雇用の推進、処遇改善に向けた方策に取り組んでいる。

(生産性向上のための取組)

生産性向上のための取組として、令和4年3月に制定されたJIS規格に適合した清掃ロボットの導入促進のほか、機材のコードレス化・小型化、バックオフィスのデジタル化等によるデジタル技術の活用などを進めている。厚生労働省においては、ビルクリーニング分野人材確保及び生産性向上等支援事業(以下「支援事業」という。)により、これらの取組を促進する。

(国内人材確保のための取組)

国内人材確保の取組として、厚生労働省の産業別高齢者雇用推進事業により、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会において「ビルメンテナンス業高齢者雇用推進ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに基づく取組により業界の高齢者雇用を推進している。令和2年国勢調査によると、ビル・建物清掃員の職種においては、就業者のうち65歳以上が45.5%を占めているところである。

また、上記の支援事業を活用し、高校生・大学生、女性、高齢者及び障害者への就職勧奨や、求人活動に関するセミナーの開催といった広報活動を通じて新規人材の確保に取り組むとともに、人材の定着に効果を上げている好事例を横展開するなどにより既存の人材流出の防止にも取り組んでいく。

さらに、処遇改善に向けた方策として、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(平成27年6月10日厚生労働省健康局長通知)に基づき、発注者である国や地方公共団体等に対して、最新の建築保全業務労務単価(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を的確に反映した積算を行うことを求めるなど、ビルメンテナンス業者が品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、適正な発注を働きかけている。この点、発注担当者に対しては、令和元年度から令和5年度にかけて毎年度複数回にわたりセミナーを開催し、同ガイドラインの周知徹底を図っている。

このほか、業界団体と連携し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する 指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)の周知、同指針に基づく 取組の徹底やその状況の調査、改善策の検討等を行うことにより、ビルメンテナン ス業における労務費の適切な転嫁を推進する。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

ビルクリーニング分野については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)の適用対象となる特定建築物等の数が年々増加しており、今後も同分野のサービス需要は増加していくものと想定される。このような産業需要の見通しに基づき、ビルクリーニング分野において、令和10年度に必要となる就業者数を推計すると、105万2,000人となる。

この点、ビル・建物清掃員の令和4年度の地域ブロック単位の有効求人倍率は、最も高い北陸地方が3.76倍、最も低い南関東地方が2.04倍であり、有効求人倍率からみても、全国的に人材確保が困難な状況にある。同分野における令和10年度の就業者数は、95万4,000人となる見込みであり、同年度には9万8,000人程度のビル・建物清掃員が不足することになる。こうした深刻化する人手不足に対応するため、上記(2)の取組を進めているが、それでもなお、相当程度の人手不足が見込まれる。

かかる状況の下、引き続き建築物の衛生環境を維持し、国民生活の質の向上に貢献していくためには、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることにより、ビル・建物清掃員を確保することが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

ビルクリーニング分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で3万7,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、ビルクリーニング分野において、令和 10 年度には9万8,000 人程度の人手不足が見込まれる中、清掃ロボットの導入促進などによる段階的な生産性向上(5年間で3万6,000人程度)や、女性や高齢者等への就職勧奨等

の取組による追加的な国内人材の確保(5年間で2万5,000人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大3万7,000人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

ビルクリーニング分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に 定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす 者)とする。

また、特定技能1号の在留資格については、ビルクリーニング分野の第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準(試験区分)

「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」

イ 日本語能力水準

- (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
- (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準 (試験区分及び実務経験)

ア 試験区分

「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級(ビルクリーニング)」

イ 実務経験

建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を要件とする。

- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項
 - (1) 厚生労働大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3 (1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分3(1)ア関係(1号特定技能外国人)

建築物内部の清掃

イ 試験区分3(2)ア関係(2号特定技能外国人)

建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業 務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 特定技能所属機関は、都道府県知事より、建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する建築物清掃業又は同項第 8 号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所において 1 号特定技能外国人又は 2 号特定技能外国人を受け入れることとしていること。

- イ 特定技能所属機関は、厚生労働省が設置する、ビルクリーニング分野の業界 団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者で構成する「ビルクリーニン グ分野特定技能協議会」(以下「協議会」という。)の構成員になること。
- ウ 特定技能所属機関は、協議会において協議が調った措置を講じること。
- エ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- オ 特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

厚生労働省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度 関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、厚生労働省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することと ならないようにするために必要な措置

厚生労働大臣は、ビルクリーニング分野において各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の基本的な仕組みや地域における登録支援機関情報の周知等を、特に人材不足が深刻な地域に重点化して、業界団体とも連携して実施する。また、厚生労働省は、地域的な人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行うとともに、業界内において取組の地域差が生まれないよう、得られた情報のほか、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知することを含め、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 伊 大 臣 任 労 働 大 臣 経済産業大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留 資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとって、 工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下 「運用方針」という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

工業製品製造業分野(以下「製造業分野」という。)

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
- (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

製造業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした 業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図 り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

(生産性向上のための取組)

各企業及び業界では、①生産プロセスの見える化等の工場のデジタル化、IoT・AI等の活用による生産プロセスの刷新等といった生産現場の改善徹底や、②研修・セミナー等の人材育成等による生産性向上のための取組を実施している。

また、経済産業省としても、企業による設備投資やIT導入を支援する施策により、企業による生産性向上の取組を支援している。

こうした取組の結果、製造業(飲食料品製造業を除く。)の生産性は、平成30年から令和4年まで、年平均約1%向上している(推計値)。

(国内人材確保のための取組)

各企業及び業界では、①女性や高齢者も働きやすい職場環境及び人事制度の整備 や、②適正取引の推進等による適正な賃金水準の確保等に取り組んでいる。

また、経済産業省としても、①中小企業の多様な人材活用を促す「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」(令和5年6月中小企業庁)の普及、②賃上げ促進税制や価格転嫁の推進に加え、省力化投資等の生産性向上のための支援による賃上

げを通じて、企業による国内人材確保の取組を促進している。

こうした取組の結果、製造業(飲食料品製造業を除く。)の就業者に占める女性及び 65 歳以上の者の比率は、平成 29 年には約 32.6%であったのに対し、令和 3 年には約 32.7%に微増している。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

製造業分野に係る職種における有効求人倍率(令和4年度)は、例えば、鋳物製造工6.83倍、金属熱処理工6.03倍、鍛造工5.89倍、計量計測機器組立工7.33倍、プラスチック製品製造工5.21倍、鉄工、製缶工5.72倍となっており、深刻な人手不足の状況にある。

製造業(飲食料品製造業を除く。)については、デジタル化の進展等により、今後も半導体、産業機械、素材産業等を中心に成長が見込まれる中、令和4年度の人手不足数は、製造業分野に関連する有効求人数と有効求職者数の差や未充足人数から算出すると15万1,300人である。今後、年0.73%程度と予測される製造業(飲食料品製造業を除く。)の需要拡大とこれに伴う労働需要の拡大が続くと、令和10年度には426万4,300人の就業者が必要となり、42万4,300人程度の人手不足が生じるものと推計される。

今後も製造業分野における労働需要は増加するものと見込まれ、かかる要因による人手不足が早急に改善できる見通しは立っていない。

製造業分野は、我が国の国民生活に不可欠な分野であり、同分野の基盤を維持し、持続的な発展を図るためには、製造業分野について一定の専門性・技能を有し、現場の状況に応じて作業手順を自ら考え作業を実施することができる即戦力の外国人を受け入れることが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

製造業分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で17万3,300人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、製造業分野において、令和 10 年度には 42 万 4,300 人程度の人手不足が見込まれる中、工場のデジタル化による 5 年間で 3 ~ 4 %程度の労働効率化による生産性向上(5 年間で 15 万 7,900 人程度)や、職場環境及び人事制度の整備による追加的な国内人材の確保(5 年間で 9 万 3,100 人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大 17 万 3,300 人を 1 号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。また、特定技能1号の在留資格については、製造業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準(試験区分)

別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

- (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
- (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの
- (2) 2号特定技能外国人

技能水準 (試験区分及び実務経験)

ア 試験区分

別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験

イ 実務経験

日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務経験を要件とする。

- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置 又は交付の再開の措置に関する事項
 - (1)経済産業大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
 - (2)一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入 れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、経済産業大臣は、法 務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。
- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
- (1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験 区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)

別表1 b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務とする。

- イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)
 - 別表2b.業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務とする。
- (2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件
 - ア 特定技能所属機関は、「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」(以下「協議会」という。)の構成員になること。
 - イ 特定技能所属機関は、協議会において協議が調った措置を講じること。
 - ウ 特定技能所属機関は、協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意 見の報告又は現地調査等その他に対し、必要な協力を行うこと。
 - エ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を実施すること。
 - オ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書

面を交付すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

経済産業省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る 事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、経済産業省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することと ならないようにするために必要な措置

経済産業省は、協議会等と連携し、取組に地域差が生じないよう、本制度の趣旨や情報、優良事例を全国的に周知する。また、公式統計等を踏まえ、地方における人手不足の状況を把握し、必要な関連施策を講じる等的確に対応する。

6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表 a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
製造分野特定技能1号評価試験(鋳造)	製造分野特定技能1号評価試験(機械
	金属加工)
製造分野特定技能1号評価試験(鍛造)	製造分野特定技能1号評価試験(機械
	金属加工)
製造分野特定技能1号評価試験(ダイ	製造分野特定技能1号評価試験(機械
カスト)	金属加工)
製造分野特定技能1号評価試験(機械	製造分野特定技能1号評価試験(機械
加工)	金属加工)
	製造分野特定技能1号評価試験(電気
	電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(金属	製造分野特定技能1号評価試験(機械
プレス加工)	金属加工)
製造分野特定技能1号評価試験(鉄工)	製造分野特定技能1号評価試験(機械
	金属加工)
製造分野特定技能1号評価試験(工場	製造分野特定技能1号評価試験(機械
板金)	金属加工)
製造分野特定技能1号評価試験(めっ	製造分野特定技能1号評価試験(金属

き)	表面処理)
製造分野特定技能1号評価試験(アル	製造分野特定技能1号評価試験(金属
ミニウム陽極酸化処理)	表面処理)
製造分野特定技能1号評価試験(仕上	製造分野特定技能1号評価試験(機械
げ)	金属加工)
	製造分野特定技能1号評価試験(電気
	電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(機械	製造分野特定技能1号評価試験(機械
検査)	金属加工)
	製造分野特定技能1号評価試験(電気
	電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(機械	
保全)	金属加工)
	製造分野特定技能1号評価試験(電気
	電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(電子	製造分野特定技能1号評価試験(電気
機器組立て)	電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(電気	製造分野特定技能1号評価試験(機械
機器組立て)	金属加工)
	製造分野特定技能1号評価試験(電気
	電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(プリ	製造分野特定技能1号評価試験(電気
ント配線板製造)	電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(プラ	製造分野特定技能1号評価試験(機械
スチック成形)	金属加工)
	製造分野特定技能1号評価試験(電気
Maria de la compania del compania de la compania de la compania del compania de la compania del compania de la compania de la compania del co	電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(塗装)	製造分野特定技能1号評価試験(機械
Annual of the second of the se	金属加工)
製造分野特定技能1号評価試験(溶接)	製造分野特定技能1号評価試験(機械
#I\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	金属加工)
製造分野特定技能1号評価試験(工業	
包装)	金属加工)
	製造分野特定技能1号評価試験(電気
	電子機器組立て)

別表 1

項番	a. 試験区分(3(1)ア関係)	b. 業務区分(5 (1)ア関係)
1	製造分野特定技能1号評価試験	機械金属加工(指導者の指示を理解し、又は、
	(機械金属加工)	自らの判断により、素形材製品や産業機械等
		の製造工程の作業に従事。)
2	製造分野特定技能1号評価試験	電気電子機器組立て(指導者の指示を理解し、
	(電気電子機器組立て)	又は、自らの判断により、電気電子機器等の製
		造工程、組立工程の作業に従事。)
3	製造分野特定技能1号評価試験	金属表面処理(指導者の指示を理解し、又は、
	(金属表面処理)	自らの判断により、表面処理等の作業に従
		事。)
4	製造分野特定技能1号評価試験	紙器・段ボール箱製造(指導者の指示を理解
	(紙器・段ボール箱製造)	し、又は、自らの判断により、紙器・段ボール
		箱の製造工程の作業に従事。)
5	製造分野特定技能1号評価試験	コンクリート製品製造(指導者の指示を理解
	(コンクリート製品製造)	し、又は、自らの判断により、コンクリート製
		品の製造工程の作業に従事。)
6	製造分野特定技能1号評価試験	RPF製造(指導者の指示を理解し、又は、自
	(RPF製造)	らの判断により、破砕・成形等の作業に従事。)
7	製造分野特定技能1号評価試験	陶磁器製品製造(指導者の指示を理解し、又
	(陶磁器製品製造)	は、自らの判断により、陶磁器製品の製造工程
		の作業に従事。)
8	製造分野特定技能1号評価試験	印刷・製本(指導者の指示を理解し、又は、自
	(印刷・製本)	らの判断により、オフセット印刷、グラビア印
		刷、製本の製造工程の作業に従事。)
9	製造分野特定技能1号評価試験	紡織製品製造(指導者の指示を理解し、又は、
	(紡織製品製造)	自らの判断により、紡織製品の製造工程の作
		業に従事。)
1 0		経製(指導者の指示を理解し、又は、自らの判 となった。 2017年 7月 7月 7日
	(縫製)	断により、縫製工程の作業に従事。)

別表 2

河衣∠		
項番	a.試験区分(3(2)ア関係)	b.業務区分(5(1)イ関係)
1	製造分野特定技能2号評価試験(機械金属加工)	機械金属加工(複数の技能者を
	及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プラ	指導しながら、素形材製品や産
	ンニング又は生産管理オペレーション)	業機械等の製造工程の作業に従
	技能検定1級(鋳造)	事し、工程を管理。)
	技能検定1級(鍛造)	
	技能検定1級(ダイカスト)	
	技能検定1級(機械加工)	
	技能検定1級(金属プレス加工)	
	技能検定1級(鉄工)	
	技能検定1級(工場板金)	
	技能検定1級(仕上げ)	
	技能検定1級(機械検査)	
	技能検定1級(機械保全)	
	技能検定1級(電気機器組立て)	
	技能検定1級(プラスチック成形)	
	技能検定1級(塗装)	
	技能検定1級(工業包装)	
	技能検定1級(金属熱処理)	
2	製造分野特定技能2号評価試験(電気電子機器	電気電子機器組立て(複数の技
	組立て)及びビジネス・キャリア検定3級(生産	能者を指導しながら、電気電子
	管理プランニング又は生産管理オペレーショ	機器等の製造工程、組立工程の
	u)	作業に従事し、工程を管理。)
	技能検定1級(機械加工)	
	技能検定1級(仕上げ)	
	技能検定1級(機械検査)	
	技能検定1級(機械保全)	
	技能検定1級(電子機器組立て)	
	技能検定1級(電気機器組立て)	
	技能検定1級(プリント配線板製造)	
	技能検定1級(プラスチック成形)	
	技能検定1級(工業包装)	
3	製造分野特定技能2号評価試験(金属表面処	金属表面処理(複数の技能者を
	理)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管	指導しながら、表面処理等の作
	理プランニング又は生産管理オペレーション)	業に従事し、工程を管理。)
	技能検定1級(めっき)	
	技能検定1級(アルミニウム陽極酸化処理)	
	I .	

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 厚生労働大臣 国土交通大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留 資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとって、 建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「運用方針」 という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

建設分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
 - (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

建設分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

建設分野は、ICT等の活用や処遇改善等、生産性向上や国内人材確保のための取組を進めている。

(生産性向上のための取組)

生産性向上のための具体的な施策として、令和7年度までに建設現場の生産性を2割向上させるという目標等を踏まえながら、建設生産・管理システムのあらゆる段階におけるICT等の活用や、建設キャリアアップシステム等を活用した工事書類の簡素化といった現場管理の効率化、これら優良事例の横展開等の取組を進めている。

(国内人材確保のための取組)

国内人材確保のための具体的な施策として、平成23年度以降12年連続での公共工事設計労務単価の引上げや、賃上げに向けた官民一体となった機運醸成等の建設技能者の処遇改善に向けた取組のほか、建設業の魅力を積極的に発信し、建設業を希望する入職者を増やす取組を行っている。

さらに、現場の建設技能者に適正な賃金が支払われる仕組みづくりや建設キャリアアップシステムの活用拡大により処遇改善の一層の促進を図るとともに、建設産

業における女性の定着促進、適正な工期設定・施工時期の平準化等による長時間労働 の是正といった働き方改革についても推進する。

こうした取組を通じて、若者・女性の入職、高齢者の更なる活躍等を促進していく。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

建設投資は、令和5年度まで民間投資を中心に年2%程度の増加が続く見通しである。また、今後も老朽化するインフラのメンテナンスや防災・減災、国土強靱化、都市の国際競争力の強化等を確実に推進していく必要があることから、引き続き建設産業需要が見込まれる。さらに、令和6年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用される。このような産業需要の見通し等を踏まえ、令和10年度に必要となる建設技能者数を推計すると310万人となる。

この点、現在の建設技能者の需給状況等の指標である建設労働需給調査(国土交通省)によると、令和6年1月の過不足率は1.6%となっており、全国的・全職種的には総じて落ち着いた水準となっている。一方で、令和10年度の建設技能者数は286万人まで減少する見込みであり、同年度には24万人程度の建設技能者が不足することになる。こうした深刻化する人手不足に対応するため、上記(2)の取組を進めているが、それでもなお、相当程度の人手不足が見込まれる。

かかる状況の下、引き続き建設産業需要に対応し、建設分野を存続・発展させていくためには、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることにより、建設技能者を確保することが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

建設分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で8万人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、建設分野において、令和10年度には24万人程度の人手不足が見込まれる中、ICT等の活用等による毎年1%程度の生産性向上(5年間で15万人程度)や、処遇改善等の取組による追加的な国内人材の確保(5年間で1万人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大8万人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

建設分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。 また、特定技能1号の在留資格については、建設分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準 (試験区分)

別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

- (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
- (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準 (試験区分及び実務経験)

ア 試験区分

別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験

イ 実務経験

建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理 する者(班長)としての実務経験を要件とする。

- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置 又は交付の再開の措置に関する事項
 - (1)国土交通大臣は、有効求人倍率や建設労働需給調査等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
 - (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入 れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法 務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。
- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
- (1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験 区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

- ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 別表1b.業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務とする。
- イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 別表2b.業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務とする。
- (2) 建設分野の特性を踏まえて特に講じる措置
 - ア 建設業者団体及び元請企業に対して特に課す条件
 - ① 建設業は多数の専門職種に分かれており、建設業者団体も多数に分かれていること等から、特定技能外国人の受入れに係る建設業者団体は、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して以下の取組を実施する団体を設けること。
 - ・ 建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた 共同ルールの策定及び遵守状況の確認
 - ・ 海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等
 - 試験合格者及び試験免除者に対する必要に応じた訓練・各種研修の実施等
 - ・ 試験合格者及び試験免除者の就職先の斡旋・転職支援等
 - ② 建設現場では、元請企業が現場管理の責任を負うことから、特定技能所属機関が下請企業である場合、元請企業は、特定技能所属機関が受け入れている特定技

能外国人の在留・就労の資格及び従事の状況(従事させる業務の内容、従事させる期間)について確認すること。

イ 特定技能所属機関に対して特に課す条件

建設業では、従事することとなる工事によって建設技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁閑で報酬が変動するという実態もあり、特に外国人に対しては適正な就労環境確保への配慮が必要であることから、以下のとおりとする。

- ① 特定技能所属機関は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の許可を受けていること。
- ② 特定技能所属機関は、国内人材確保の取組を行っていること。
- ③ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等以上の報酬額を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること。
- ④ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明すること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、当該機関及び受け入れる特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。
- ⑥ 特定技能所属機関は、外国人の受入れに関するア①の団体(当該団体を構成する建設業者団体を含む。)に所属すること。
- ⑦ 特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人の数が、特定技能所属機関の常勤の職員(外国人技能実習生、1号特定技能外国人を除く。)の総数を超えないこと。
- ⑧ 特定技能所属機関は、国土交通省の定めるところに従い、1号特定技能外国人に対する報酬予定額、安全及び技能の習得計画等を明記した「建設特定技能受入計画」の認定を受けること。
- ⑨ 特定技能所属機関は、国土交通省又は国土交通省が委託する機関により、®において認定を受けた計画を適正に履行していることの確認を受けること。
- ⑩ ⑨のほか、特定技能所属機関は、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ① 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する 書面を交付すること。
- ② そのほか、建設分野での特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れに必要な事項

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る 事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。 また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することと ならないようにするために必要な措置

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を 着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地方における人手 不足の状況について、地域別の有効求人倍率や建設労働需給調査等により定期的な 把握を行うとともに、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、必要な措置を講じ ること等により、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図 っていく。

6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
建設分野特定技能1号評価試験(型枠施	建設分野特定技能1号評価試験(土木)
工)	建設分野特定技能1号評価試験(建築)
建設分野特定技能1号評価試験(左官)	建設分野特定技能1号評価試験(建築)
建設分野特定技能1号評価試験(コンク	建設分野特定技能1号評価試験(土木)
リート圧送)	建設分野特定技能1号評価試験(建築)
建設分野特定技能1号評価試験(トンネ	建設分野特定技能1号評価試験(土木)
ル推進工)	
建設分野特定技能1号評価試験(建設機	建設分野特定技能1号評価試験(土木)
械施工)	
建設分野特定技能1号評価試験(土工)	建設分野特定技能1号評価試験(土木)
	建設分野特定技能1号評価試験(建築)
建設分野特定技能1号評価試験(屋根ふ	建設分野特定技能1号評価試験(建築)
き)	
建設分野特定技能1号評価試験(電気通	建設分野特定技能1号評価試験(ライフ
信)	ライン・設備)
建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋施	建設分野特定技能1号評価試験(土木)
工)	建設分野特定技能1号評価試験(建築)
建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋継	建設分野特定技能1号評価試験(建築)
手)	
建設分野特定技能1号評価試験(内装仕	建設分野特定技能1号評価試験(建築)
上げ)	

建設分野特定技能1号評価試験(とび)	建設分野特定技能1号評価試験(土木)
	建設分野特定技能1号評価試験(建築)
建設分野特定技能1号評価試験(建築大	建設分野特定技能1号評価試験(建築)
工)	
建設分野特定技能1号評価試験(配管)	建設分野特定技能1号評価試験(ライフ
	ライン・設備)
建設分野特定技能1号評価試験(建築板	建設分野特定技能1号評価試験(建築)
金)	建設分野特定技能1号評価試験(ライフ
	ライン・設備)
建設分野特定技能1号評価試験(保温保	建設分野特定技能1号評価試験(ライフ
冷)	ライン・設備)
建設分野特定技能1号評価試験(吹付ウ	建設分野特定技能1号評価試験(建築)
レタン断熱)	
建設分野特定技能1号評価試験(海洋土	建設分野特定技能1号評価試験(土木)
木工)	

別表 1

項番	a. 試験区分(3(1)ア関係)	b. 業務区分(5 (1)ア関係)
1	建設分野特定技能1号評価試験(土木)	土木(指導者の指示・監督を受けなが
	技能検定3級(型枠施工)	ら、土木施設の新設、改築、維持、修繕
	技能検定3級(鉄筋施工)	に係る作業等に従事)
	技能検定3級(とび)	
	技能検定3級(造園)	
	技能検定3級(塗装)	
2	建設分野特定技能1号評価試験(建築)	建築(指導者の指示・監督を受けなが
	技能検定3級(型枠施工)	ら、建築物の新築、増築、改築若しくは
	技能検定3級(左官)	移転又は修繕若しくは模様替に係る作
	技能検定3級(かわらぶき)	業等に従事)
	技能検定3級(鉄筋施工)	
	技能検定3級(内装仕上げ施工)	
	技能検定3級(とび)	
	技能検定3級(建築大工)	
	技能検定3級(建築板金)	
	技能検定3級(塗装)	
	技能検定3級(ブロック建築)	
	技能検定3級(広告美術仕上げ)	
3	建設分野特定技能1号評価試験(ライフ	ライフライン・設備(指導者の指示・監
	ライン・設備)	督を受けながら、電気通信、ガス、水道、
	技能検定3級(配管)	電気その他のライフライン・設備の整
	技能検定3級(建築板金)	備・設置、変更又は修理に係る作業等に
	技能検定3級(冷凍空気調和機器施工)	従事)

別表 2

項番	a. 試験区分(3(2)ア関係)	b. 業務区分(5 (1) イ関係)
1	建設分野特定技能2号評価試験(土木)	土木(複数の建設技能者を指導しなが
	技能検定1級(型枠施工)	ら、土木施設の新設、改築、維持、修繕
	技能検定1級(コンクリート圧送施工)	に係る作業等に従事し、工程を管理)
	技能検定1級(鉄筋施工)	
	技能検定1級(とび)	
	技能検定1級(ウェルポイント施工)	
	技能検定1級(鉄工(構造物鉄工作業))	
	技能検定1級(塗装)	
	技能検定1級(さく井)	
	技能検定1級(造園)	
	技能検定単一等級(路面標示施工)	
2	建設分野特定技能2号評価試験(建築)	建築(複数の建設技能者を指導しなが
	技能検定1級(型枠施工)	ら、建築物の新築、増築、改築若しくは
	技能検定1級(左官)	移転又は修繕若しくは模様替に係る作
		業等に従事し、工程を管理)
	技能検定1級(かわらぶき)	
	技能検定1級(鉄筋施工)	
	技能検定1級(内装仕上げ施工)	
	技能検定1級(表装)	
	技能検定1級(とび)	
	技能検定1級(建築大工)	
	技能検定単一等級(枠組壁建築)	
	技能検定単一等級(エーエルシーパネル	
	施工)	
	技能検定単一等級(バルコニー施工)	
	技能検定1級(建築板金)	
	技能検定1級(熱絶縁施工(吹付け硬質	
	ウレタンフォーム断熱工事作業))	
	技能検定1級(石材施工)	
	技能検定1級(タイル張り)	
	技能検定1級(築炉)	
	技能検定1級(鉄工(構造物鉄工作業)) 技能検定1級(塗装)	
	技能検定1級(塗表) 技能検定1級(防水施工)	
	技能検定1級(建具製作)	
	技能検定1級(建兵表に) 技能検定1級(カーテンウォール施工)	
	技能検定1級(カーノンウォール旭工) 技能検定1級(自動ドア施工)	
	汉彤快是1枚(日期7/ 施工)	

技能検定1級(サッシ施工) 技能検定1級(ガラス施工) 技能検定1級(ブロック建築) 技能検定1級(樹脂接着剤注入施工) 技能検定1級(広告美術仕上げ) 技能検定1級(厨房設備施工) 建設分野特定技能2号評価試験(ライフ)ライフライン・設備(複数の建設技能者 ライン・設備) を指導しながら、電気通信、ガス、水道、 技能検定1級(配管) 電気その他のライフライン・設備の整 技能検定1級(建築板金) 備・設置、変更又は修理の作業等に従事 技能検定1級(熱絶縁施工(保温保冷工し、工程を管理) 事作業)) 技能検定1級(冷凍空気調和機器施工)

造船・舶用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 劳 働 大 臣 国 土 交 通 大 臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在 留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとっ て、造船・舶用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以 下「運用方針」という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

造船·舶用工業分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
- (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

造船・舶用工業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

(生産性向上のための取組)

造船・舶用工業分野における生産性向上の取組として、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和3年法律第43号)に基づく事業基盤強化計画の認定制度により、生産性向上や業界再編を通じた同分野の事業基盤強化に取り組んでいる。令和6年1月時点で、32グループ50社の計画を認定し、認定した事業に係る税制特例及び政府系金融機関からの長期・低利融資等の支援措置を講じている。

加えて、経済安全保障重要技術育成プログラムによるデジタル技術を用いた高性 能次世代船舶開発技術の研究開発支援や、GX経済移行債による技術等支援ゼロエ ミッション船等の建造に係る生産設備導入支援等を推進していくこととしている。

今後も、引き続き造船・舶用工業全体の生産性を向上させるための支援を行うとともに、開発した技術の普及に向けた取組を進めることにより、生産性向上の取組を進めていく。

(国内人材確保のための取組)

国内人材確保のための取組として、造船工学の教材の作成や造船に係る若手教員の専門指導力向上のための研修プログラムの開発等による若者の造船・舶用工業への進出・定着や、女性が働きやすい現場環境の改善に取り組んでいる。さらに、多様な勤務形態の確保を通じた積極的な高齢者の再雇用や、就職氷河期世代も含めた中途採用の促進等に取り組んでいる。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

造船・舶用工業は、裾野の広い労働集約型産業として、国内に生産拠点を維持しており、そのほとんどが地方圏に存在している。特に瀬戸内や九州には、造船・舶用工業が主要産業として経済、雇用において中核的な役割を担っている地域が多数存在している。地方に立地する造船・舶用工業にあっては、少子高齢化・生産年齢人口減少が急激に進んでいることに加えて、若者の地方から都市部への流出により、日本人の若手就業者の確保が困難な状況にある。

足元の人手不足の状況について、造船・舶用工業分野における主な職種の令和4年度の有効求人倍率は、溶接(金属溶接・溶断工)2.85倍、塗装(塗装工)4.50倍、鉄工(鉄工、製缶工)5.72倍、仕上げ(めっき工、金属研磨工)5.80倍、機械加工(数値制御金属工作機械工)4.18倍、電気機器組立て(電気工事作業員)3.70倍、とび(とび工)12.50倍、配管(配管工)8.67倍、鋳造(鋳造・鍛造設備制御・監視員)5.72倍、金属プレス加工(金属プレス工)3.95倍、強化プラスチック成形(プラスチック製品製造工)5.21倍、機械保全(一般機械器具修理工)4.94倍、電子機器組立て(電子機器部品組立工)2.35倍、プリント配線板製造(電子機器部品組立工)2.35倍、プリント配線板製造(電子機器部品組立工)2.35倍となっており、現時点で4,000人程度の人手不足が生じていると推計される。

船舶の代替需要、新燃料船への前倒し需要により、今後、世界の建造需要は大きく増大する見通しであり、「事業基盤強化の促進に関する基本方針」(令和3年財務省・国土交通省告示第2号)における我が国の建造目標も踏まえると、令和10年度の我が国の建造量予測は約2千万トンとなる。こうした建造需要の見通し等からすれば、令和10年度には18万5,000人の就業者が必要となり、6万4,000人程度の人手不足が生じると推計される。

造船・舶用工業は、四面を海に囲まれた我が国にとって不可欠な海上輸送に要する船舶を安定的に供給し、また、裾野が広い労働集約型産業として地方の経済・雇用にも貢献している非常に重要な産業である。造船・舶用工業の基盤を維持し、持続的な発展を図るためには、造船・舶用工業について一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

造船・舶用工業分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、 最大で3万6,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限と して運用する。

当該受入れ見込数は、造船・舶用工業分野において、令和10年度には6万4,000 人程度の人手不足が見込まれる中、同分野の事業基盤強化等による5年間で10%程 度の生産性向上(5年間で1万6,000人程度)や、キャリアアップシステムの開発 等による追加的な国内人材の確保(5年間で1万2,000人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大3万6,000人を1号特定技能外国人の受入れの上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

造船・舶用工業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。

また、特定技能1号の在留資格については、造船・舶用工業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準 (試験区分)

別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

- (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
- (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準 (試験区分及び実務経験)

ア 試験区分

別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験

イ 実務経験

複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を要件とする。

- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項
- (1) 国土交通大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3 (1) ア及び (2) アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)

別表1 b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務とする。

イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)

別表2 b. 業務区分(5 (1) イ関係)の欄に掲げる業務とする。

- (2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件
 - ア 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「造船・舶用工業分野特定技能協議会」(以下「協議会」という。)の構成員になること。
 - イ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - ウ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導 に対し、必要な協力を行うこと。
 - エ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記ア、イ及びウの条件を全て満たす登録支援機関に委託すること。
 - オ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を 実施すること。
 - カ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する 書面を交付すること。
- (3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度 関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、 運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することと ならないようにするために必要な措置

国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行い、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

また、自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職 支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は協議会等 と連携し、業界内において取組の地域差が生じないよう、本制度の趣旨をはじめ、 本制度に係る情報や優良事例を全国的に周知することにより、外国人が特定の地域 に過度に集中して就労することとならないよう配慮する。

6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)

ア関係)及び運用方針別表 2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験の うち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

に口俗したものとみなり。	からも形をしてハ
旧試験区分	新試験区分
造船·舶用工業分野特定技能1号試験	造船・舶用工業分野特定技能1号試
(溶接)	験(造船)
	造船・舶用工業分野特定技能1号試
	験(舶用機械)
造船·舶用工業分野特定技能1号試験	造船·舶用工業分野特定技能1号試
(塗装)	験 (造船)
	造船・舶用工業分野特定技能1号試
	験 (舶用機械)
造船·舶用工業分野特定技能1号試験	造船・舶用工業分野特定技能1号試
(鉄工)	験 (造船)
	造船・舶用工業分野特定技能1号試
	験(舶用機械)
造船·舶用工業分野特定技能1号試験	造船・舶用工業分野特定技能1号試
(仕上げ)	験 (舶用機械)
造船·舶用工業分野特定技能 1 号試験	造船・舶用工業分野特定技能1号試
(機械加工)	験(舶用機械)
	造船・舶用工業分野特定技能1号試
	験(舶用電気電子機器)
造船·舶用工業分野特定技能 1 号試験	造船・舶用工業分野特定技能1号試
(電気機器組立て)	験(舶用電気電子機器)
造船·舶用工業分野特定技能 2 号試験	造船・舶用工業分野特定技能2号試
(溶接)	験(造船)
	造船・舶用工業分野特定技能2号試
	験(舶用機械)
造船·舶用工業分野特定技能 2 号試験	造船・舶用工業分野特定技能2号試
(塗装)	験(造船)
	造船・舶用工業分野特定技能2号試
	験(舶用機械)
造船·舶用工業分野特定技能 2 号試験	造船・舶用工業分野特定技能2号試
(鉄工)	験(造船)
, ,	造船・舶用工業分野特定技能2号試
	験(舶用機械)
造船・舶用工業分野特定技能 2 号試験	造船・舶用工業分野特定技能2号試
(仕上げ)	験(舶用機械)
造船・舶用工業分野特定技能2号試験	造船・舶用工業分野特定技能2号試

(機械加工)	験 (舶用機械)
	造船・舶用工業分野特定技能2号試
	験(舶用電気電子機器)
造船·舶用工業分野特定技能 2 号試験	造船·舶用工業分野特定技能 2 号試
(電気機器組立て)	験(舶用電気電子機器)

別表 1

項番	a. 試験区分(3(1)ア関係)	b. 業務区分(5 (1)ア関係)
1	造船·舶用工業分野特定技能1号	造船(監督者の指示を理解し又は自らの判
	試験 (造船)	断により船舶の製造工程の作業に従事)
	技能検定3級(塗装)	
	技能検定3級(とび)	
	技能検定3級(配管)	
2	造船·舶用工業分野特定技能 1 号	舶用機械(監督者の指示を理解し又は自ら
	試験 (舶用機械)	の判断により舶用機械の製造工程の作業に
	技能検定3級(塗装)	従事)
	技能検定3級(仕上げ)	
	技能検定3級(機械加工)	
	技能検定3級(配管)	
	技能検定3級(鋳造)	
	技能検定3級(機械保全)	
3	造船·舶用工業分野特定技能 1 号	舶用電気電子機器(監督者の指示を理解し
	試験(舶用電気電子機器)	又は自らの判断により舶用電気電子機器の
	技能検定3級(機械加工)	製造工程の作業に従事)
	技能検定3級(電気機器組立て)	
	技能検定3級(電子機器組立て)	
	技能検定3級(プリント配線板製	
	造)	
	技能検定3級(配管)	
	技能検定3級(機械保全)	

別表 2

項番	a. 試験区分(3(2)ア関係)	b. 業務区分(5 (1) イ関係)
1	造船・舶用工業分野特定技能2号	造船(複数の作業員を指揮・命令・管理し
	試験 (造船)	ながら船舶の製造工程の造船作業に従事)
	技能検定1級(塗装)	
	技能検定1級(鉄工)	
	技能検定1級(とび)	
	技能検定1級(配管)	
2	造船・舶用工業分野特定技能2号	舶用機械(複数の作業員を指揮・命令・管
	試験 (舶用機械)	理しながら舶用機械の製造工程の作業に従
	技能検定1級(塗装)	事)
	技能検定1級(鉄工)	
	技能検定1級(仕上げ)	
	技能検定1級(機械加工)	
	技能検定1級(配管)	
	技能検定1級(鋳造)	
	技能検定1級(金属プレス加工)	
	技能検定1級(強化プラスチック	
	成形)	
	技能検定1級(機械保全)	
3	造船・舶用工業分野特定技能2号	舶用電気電子機器(複数の作業員を指揮・
	試験(舶用電気電子機器)	命令・管理しながら舶用電気電子機器の製
	技能検定1級(機械加工)	造工程の作業に従事)
	技能検定1級(電気機器組立て)	
	技能検定1級(金属プレス加工)	
	技能検定1級(電子機器組立て)	
	技能検定1級(プリント配線板製	
	造)	
	技能検定1級(配管)	
	技能検定1級(機械保全)	

自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 厚生労働大臣 国土交通大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留 資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとって、 自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「運用 方針」という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

自動車整備分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
- (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

自動車整備分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

自動車整備分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、作業効率向上に資する設備機器の導入、若者に対する職場体験の機会の提供や広報・啓発、賃金水準の改善等の処遇の改善に取り組んでいるところ、整備要員1人当たりの年間平均給与は、10年連続で増加(令和4年度は前年度比3.2%増)しているなどの成果を挙げている。

(生産性向上のための取組)

国土交通省では、補助事業等により業界の取組を支援するとともに、生産性向上のための取組として、①中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づく経営力向上計画の認定、②自動車整備業における生産性向上のためのガイドラインの策定、③国の窓口への訪問を不要とする車検証電子化、④故障箇所の効率的な特定に必要な「外部故障診断装置」(スキャンツール)の導入補助等に取り組んでいるところ、スキャンツール導入支援を適用した台数の着実な増加(平成25年度より延べ約1万7,400台)等の成果を挙げている。

(国内人材確保のための取組)

国内人材の確保に関し、若者・女性の就業促進のため、①運輸支局長等による高等学校訪問、②自動車整備士のPRポスターや動画の作成、インターネットを活用した情報発信、③自動車整備工場の経営者に対する人材確保セミナーの開催、④高校生等を対象とした仕事体験事業の実施、⑤「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」の策定(令和6年3月)等に取り組んでいるところ、高等学校訪問実施回数の着実な増加(平成26年度より延べ5,273回)等の成果を挙げている。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

自動車整備分野における労働力需要は、近年の自動車の保有台数が、地域・全国ともにほぼ横ばいで推移し、当面、全国的に底堅い需要が見込まれる。

他方、供給においては、自動車整備士を志す若者の減少に加え、高齢の自動車整備士の引退が増えつつあり、令和4年度における自動車整備分野の有効求人倍率は4.72倍であるなど、深刻な人手不足の状態にあると評価でき、5年後には2万8,000人程度の人手不足が生じると推計している。

地域ごとに見ても、自動車台数の多寡にかかわらず有効求人倍率が高くなっており(例えば、自動車保有台数が多い愛知県及び埼玉県における有効求人倍率はそれぞれ 5.19 倍及び 4.87 倍、自動車保有台数が少ない島根県及び福井県における有効求人倍率はそれぞれ 8.29 倍及び 8.50 倍)、全国的に人手不足が生じている状態にあると評価できる。

このような状況において、自動車整備分野は自動車の安全・環境性能の維持に係る 基幹的役割を担い、我が国の国民生活に不可欠な分野であることに鑑みれば、一定の 専門性・技能を有し、その能力を用いた自動車整備に従事する外国人を受け入れるこ とで、必要な知識・技能を有する自動車整備要員の確保を実現することが、当該分野 の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。

(4)受入れ見込数

自動車整備分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で1万人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、自動車整備分野において、令和6年度からの5年間で2万8,000人程度の人手不足が見込まれる中、ガイドラインの策定等による生産性向上(5年間で1万1,000人程度)や、情報発信等による追加的な国内人材の確保(5年間で7,000人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大1万人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

自動車整備分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める 試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者。ただ し、「自動車整備士技能検定2級」に合格した者を除く。)とする。

また、特定技能1号の在留資格については、自動車整備分野に関する第2号技能実習

を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準(試験区分)

「自動車整備分野特定技能1号評価試験」又は「自動車整備士技能検定試験3級」

イ 日本語能力水準

- (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
- (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

ア 技能水準 (試験区分)

「自動車整備分野特定技能 2 号評価試験」又は「自動車整備士技能検定試験 2 級」

イ 実務経験

道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 78 条第1項に基づく地方運輸局 長の認証を受けた事業場(以下「認証工場」という。)における実務経験を要件と する。

- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置 又は交付の再開の措置に関する事項
 - (1) 国土交通大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
 - (2)一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入 れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法 務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)

自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な 業務

イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)

他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、 特定整備、特定整備に付随する一般的な業務

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ア 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「自動車整備分野特定技能協議会」 (以下「協議会」という。) の構成員になること。
- イ 特定技能所属機関は、協議会に対し必要な協力を行うこと。
- ウ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導 に対し、必要な協力を行うこと。
- エ 特定技能所属機関は、認証工場であること。
- オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、以下の全ての条件を満たす登録支援機関に委託すること。
 - 上記ア、イ及びウの条件を満たすこと。
 - ② 自動車整備士1級若しくは2級の資格を有する者又は自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者を置くこと。
- カ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書 面を交付すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る 事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5)特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することと ならないようにするために必要な措置

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、協議会等と連携し、地域別の有効求人倍率や自動車保有台数等により地域的な人手不足の状況について定期的な把握を行うとともに、業界内において取組の地域差が生まれないよう、得られた情報のほか、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
自動車整備分野特定技能評価試験	自動車整備分野特定技能1号評価試
	験

航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 劳 働 大 臣 国 土 交 通 大 臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在 留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとっ て、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「運用 方針」という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

航空分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
- (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

航空分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした 業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図 り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

航空分野では、令和5年2月に空港業務(空港グランドハンドリング等)の持続 的な発展に向けた、学識経験者や関係業界による「持続的な発展に向けた空港業務 のあり方検討会」を設置した。

同年6月には、同検討会において、人材確保等に資する「処遇改善」や「生産性 向上」などを盛り込んだ「空港業務の持続的発展に向けたビジョン」の中間とりま とめを公表し、生産性の向上や人材の確保に取り組んでいる。

(生産性向上のための取組)

生産性向上については、業務のマルチタスク化、空港におけるGSE車両等資機材の共有化、先進技術の導入による作業の効率化、新型航空機の導入による作業工数の縮減等を図っている。さらに、令和7年までに空港の制限区域内でのレベル4自動運転を実現するため、引き続き車両や路側装置等の技術的な検証を行うとともに、必要となるインフラや運用ルールを検討し、令和6年のできるだけ早期に指針・ガイダンスの改正等を行うこととしている。

(国内人材確保のための取組)

国内人材の確保については、賃金水準の改善や諸手当の拡充、公休日数の引上げ、 育児休業制度の拡充等の労働条件の改善に向けて取り組んでいるほか、空港内の休 憩スペースの確保等職場環境の改善により、新規雇用の促進、若年離職者の抑制を 図っている。また、国による支援事業を活用した、空港ごとの合同就職説明会の開 催をはじめ、空港での工業高校の学生及び教職員向けの施設見学の開催、女性向け 講演会の実施のほか、将来の航空需要に対応した航空整備士の養成・確保を図るた め、航空整備士を目指す学生向けの無利子貸与型奨学金を創設する等、裾野拡大に 向けて取り組んでいる。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の終了による訪日外国人旅行者の増加に伴い、我が国の航空需要は拡大を続けている。さらに、今後「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)における訪日外国人旅行者数の政府目標(2030年に6,000万人)の達成に向けた国際線旅客の更なる増加等に的確に対応していくためには、これを支える航空分野の人材確保が極めて重要であり、令和10年度には4万4,900人の就業者が必要であると見込まれる。

現在、航空分野においては、生産性向上や国内人材確保の取組を進めており、採用者数は回復傾向にある一方、離職者数は横ばいで推移しており、また、整備士の高齢化等による大量退職への対応も喫緊の課題となっている。令和4年度における航空分野の主な職種の有効求人倍率は4.99倍(陸上荷役・運搬作業員は5.81倍、他に分類されない輸送の職業は3.89倍、輸送用機械器具整備・修理工(自動車を除く。)は2.43倍)となっており、また、令和4年(6月末現在)の雇用動向調査では「運輸業,郵便業」の欠員率は3.8%等となっているほか、今後も更に航空需要が拡大することから、令和10年度には、1万4,100人程度の人手不足が生じると見込まれ、航空分野は深刻な人手不足の状況にあると評価できる。

また、航空分野における業務は日本全国の空港で行われているところ、地方部の 空港においても航空需要が拡大し、地方部の人手不足も深刻化していくことが見込 まれる。

航空輸送は我が国の経済社会活動や国民生活を支える基盤であり、航空分野の現場で即戦力となる人材は、安全で安定的な輸送の確保のための重要な役割を担っている。訪日外国人旅行者の増加等による航空需要の増加に的確に対応していくことが求められる中、航空分野の基盤を維持し、今後も発展させていくためには、空港内での作業の制約を理解し、航空機用の特殊な機材や工具を用いて作業を行うという一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要不可欠である。

(4)受入れ見込数

航空分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で4,400人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。 当該受入れ見込数は、航空分野において、向こう5年間で1万4,100人程度の人 手不足が見込まれる中、業務のマルチタスク化等による毎年1%程度の生産性向上 (5年間で2,100人程度)及び労働条件の改善等による追加的な国内人材の確保(5年間で7,600人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大4,400人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

航空分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。 また、特定技能1号の在留資格については、航空分野に関する第2号技能実習を修 了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準(試験区分)

別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

- (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
- (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準 (試験区分及び実務経験)

ア 試験区分

別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験

イ 実務経験

- (ア) 空港グランドハンドリング業務においては、現場において技能者を指導しな がら作業に従事した実務経験を要件とする。
- (イ) 航空機整備業務においては、現場において専門的な知識・技量を要する作業 を実施した実務経験を要件とする。
- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項
- (1) 国土交通大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、 法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)

別表1b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務

イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)

別表2b.業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 空港管理者により空港管理規則に基づく当該空港における営業の承認等を受けた事業者若しくは航空運送事業者又は航空法に基づき国土交通大臣の認定を受けた航空機整備等に係る事業場を有する事業者若しくは当該事業者から業務の委託を受ける事業者であること。

- イ 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「航空分野特定技能協議会」(以下「協議会」という。)の構成員になること。
- ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- エ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導 に対し、必要な協力を行うこと。
- オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記イ、ウ及びエの条件を満たす登録支援機関に委託すること。
- カ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する 書面を交付すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度 関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を 踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、 運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行うとともに、協議会等と連携し、本制度の趣旨や優良事例の情報を全国的に周知することを含め、必要な措置を講じることによって、地方部の中小事業者も含めた各特定技能所属機関に採用活動や生活支援の充実を促し、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和 5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
特定技能評価試験(航空分野:空港グ	航空分野特定技能1号評価試験(空港
ランドハンドリング)	グランドハンドリング)
特定技能評価試験(航空分野:航空機	航空分野特定技能1号評価試験(航空
整備)	機整備)

別表 1

項番	a. 試験区分(3(1)ア関係)	b. 業務区分(5 (1)ア関係)
1	航空分野特定技能1号評価試験(空港グ	空港グランドハンドリング (社内資格
	ランドハンドリング)	等を有する指導者やチームリーダー
		の指導・監督の下、地上走行支援業務、
		手荷物・貨物取扱業務等に従事)
2	航空分野特定技能1号評価試験(航空機	航空機整備(機体、装備品等の整備業
	整備)	務等)

別表 2

項番	a.試験区分(3(2)ア関係)	b.業務区分(5 (1)イ関係)
1	航空分野特定技能2号評価試験(空港グ	空港グランドハンドリング(社内資格
	ランドハンドリング)	等を有する指導者やチームリーダー
		として、地上走行支援業務、手荷物・
		貨物取扱業務等に従事し、工程を管
		理)
2	航空分野特定技能2号評価試験(航空機	航空機整備(自らの判断により行う、
	整備)	機体、装備品等の専門的・技術的な整
	航空従事者技能証明のうち以下のもの	備業務等)
	一等航空整備士(飛行機)	
	一等航空整備士(回転翼航空機)	
	二等航空整備士(飛行機)	
	二等航空整備士(回転翼航空機)	
	一等航空運航整備士(飛行機)	
	一等航空運航整備士(回転翼航空機)	
	二等航空運航整備士(飛行機)	
	二等航空運航整備士(回転翼航空機)	
	航空工場整備士(機体構造関係)	
	航空工場整備士(ピストン発動機関係)	
	航空工場整備士(タービン発動機関係)	
	航空工場整備士(プロペラ関係)	
	航空工場整備士(計器関係)	
	航空工場整備士(電子装備品関係)	
	航空工場整備士(電気装備品関係)	
	航空工場整備士(無線通信機器関係)	

宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 劳 働 大 臣 国土交通大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留 資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとって、 宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「運用方針」 という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

宿泊分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
 - (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

宿泊分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、 もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

宿泊分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、業務効率化に資する 設備導入、女性・高齢者・若者等の就業促進に取り組んでいる。

(生産性向上のための取組)

宿泊分野では、マルチタスク化の推進、スタッフの技能向上を促すとともに、スマートチェックイン、清掃ロボット、配膳ロボット等の業務効率化に資する設備導入に取り組んでおり、さらに業界団体においてその省人化効果を周知することで、取組の促進を図っている。

(国内人材確保のための取組)

宿泊分野では、賃上げのほか、就業者の就労環境整備に関する周知セミナーを開催し、優良事例を全国へ展開することにより、長時間労働の是正やフレキシブルな労働時間の導入の促進を図っている。また、就職説明会、マッチングイベント、宿泊業の魅力発信等により、新規採用や女性・高齢者・就職氷河期世代等の中途採用の促進等を図っている。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)における政府目標である訪日外国人旅行者数(2030年に6,000万人)等の宿泊需要に対応するためには、これを支える宿泊分野の人材確保が必要不可欠である。また、観光事業を地方創生につなげていくためには、3大都市圏以外の地方部への外国人旅行者の訪問を増大させる必要があるところ、今後全国的な宿泊需要の増大に対応していくためには、宿泊分野において、令和10年度には60万9,000人の就業者が必要であると見込まれる。

他方、宿泊分野に係る職業の有効求人倍率(令和4年度)は全国で4.69倍と高く、また、「宿泊業,飲食サービス業」の欠員率(令和4年6月末日現在)は全国で3.8%となっており、宿泊分野では、現時点で既に2万人程度の人手不足が生じているものと推計されるところ、今後の訪日外国人旅行者の増加等に伴い、令和10年度には全国で7万4,000人程度の人手不足が生じると見込まれる。

以上のような宿泊分野の深刻化する人手不足状況に対応するためには、一定の専門性・技能を有し、その能力を用いたフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の様々な業務に従事する外国人を受け入れることにより、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくことが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

宿泊分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で2万3,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。当該受入れ見込数は、宿泊分野において、令和10年度には7万4,000人程度の人手不足が見込まれる中、マルチタスク化の推進等による4%程度の生産性向上(5年間で2万4,000人程度)や、賃上げや労働時間などの労働環境の改善等による追加的な国内人材の確保(5年間で2万7,000人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大2万3,000人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

宿泊分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。 また、特定技能1号の在留資格については、宿泊分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準(試験区分)

「宿泊分野特定技能1号評価試験」

イ 日本語能力水準

- (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
- (イ)そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準(試験区分及び実務経験)

ア 試験区分

「宿泊分野特定技能2号評価試験」

イ 実務経験

宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、フロント、企画・広報、接客、 レストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務に従事した実務経験を要 件とする。

- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置 又は交付の再開の措置に関する事項
 - (1) 国土交通大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2)一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入 れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法 務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。
- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
- (1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)

宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務

イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)

複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、 レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務

- (2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件
 - ア 宿泊分野においては、特定技能外国人が従事する業務内容を踏まえ、旅館・ホテル営業の形態とするとともに、以下の条件を満たすものとする。
 - (ア) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること。
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。 以下「風俗営業法」という。)第2条第6項第4号に規定する「施設」に該当しないこと。
 - (ウ)特定技能外国人に対して風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わせないこと。
 - イ 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「宿泊分野特定技能協議会」(以下

「協議会」という。)の構成員になること。

- ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- エ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導 に対し、必要な協力を行うこと。
- オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記イ、ウ及びエの条件を全て満たす登録支援機関に委託すること。
- カ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書 面を交付すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4)治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る 事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することと ならないようにするために必要な措置

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地域における人手不足の状況について、協議会等の場を活用して、地域別の有効求人倍率及び欠員率や業界団体を通じた調査等により定期的な把握を行うとともに、関係省庁や宿泊業界と連携して、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、各地域の宿泊施設による生活支援の充実を促すことや、地域の宿泊施設から送出国に対し、地域の魅力や受入れ環境についての情報発信を促すことを含め、必要な措置を講じることにより、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
宿泊業技能測定試験	宿泊分野特定技能1号評価試験

自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 劳 働 大 臣 国土交通大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在 留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとっ て、自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以 下「運用方針」という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

自動車運送業分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
- (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

自動車運送業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を 生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、当該分野の存続 ・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

自動車運送業分野は深刻な人手不足の状況にあるが、業界団体や国土交通省において生産性向上や国内人材確保のための様々な取組が行われている。

(生産性向上のための取組)

トラック運送業における生産性向上のための取組として、業界団体において、① 貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導によるドライバーの労働時間に関 する指導、②帰り荷確保等輸送効率の向上のための求荷求車情報ネットワークシス テムの運営が行われており、国土交通省としても、①荷待ち・荷役時間短縮に向け た自動化・機械化、②物流の効率化を進めるための法改正等に取り組んでいる。

タクシー運送業における生産性向上のための取組として、事業者による配車アプリやキャッシュレス決済の導入等DX化の推進が行われており、国土交通省としてもそのような省人化や経営改善に資する取組に対して支援を行っている。

バス運送業における生産性向上のための取組として、事業者によるキャッシュレス決済や乗務日報自動作成システムの導入等DX化の推進が行われており、国土交

通省としても、そのような省人化や経営改善に資する取組に対して支援を行っている。

(国内人材確保のための取組)

トラック運送業における国内人材の確保のための取組として、業界団体において、①全国のトラック運送事業者の求人情報サイトの構築、②高校生向けのパンフレットの作成・配布やドライバー業務紹介動画等の作成等の取組が行われており、国土交通省としても、①標準的運賃の引き上げ、②トラックGメンによる悪質荷主への是正指導の大幅強化、③適正運賃導入等を進めるための法改正、④「運転者職場環境良好度認証制度」の普及による安心で快適な職場環境の整備による就労促進等に取り組んでいる。

タクシー運送業における国内人材の確保のための取組として、業界団体において、 ①運転者の労働条件の改善・働きやすい労働環境の整備等、働き方改革の実現に向けた各種取組、②タクシー業界の魅力を伝える人材確保セミナー等が行われている。国土交通省としても、①事業者からの運賃改定申請に迅速に対応するなど、早期の賃上げ等を促進しているほか、②ドライバーの採用活動や第二種運転免許取得費用の負担に対する支援など、事業者による人材確保・養成の取組を支援している。さらに、③「運転者職場環境良好度認証制度」の普及を通じて、職場環境改善に向けた各事業者の取組を「見える化」し、求職者のイメージ刷新を図り運転者への就職を促進することや、④女性ドライバーの採用に向けた取組や子育て中の女性が働き続けることのできる環境整備を行う事業者を認定・PRする「タクシー事業における女性ドライバー応援企業認定制度」を活用し、タクシー業界における女性の新規就労・定着を図っている。

バス運送業における国内人材の確保のための取組として、業界団体において、 ①運転者の労働条件の改善・働きやすい労働環境の整備等、働き方改革の実現に向けた各種取組、②バス業界の魅力を伝える人材確保セミナー等が行われている。国土交通省としても、①運賃算定手法の見直しや運賃改定の迅速化により、早期の賃上げ等を促進しているほか、②ドライバーの採用活動や第二種運転免許取得費用の負担に対する支援など、事業者による人材確保・養成の取組を支援している。また、③「運転者職場環境良好度認証制度」の普及を通じて、職場環境改善に向けた各事業者の取組を「見える化」し、求職者のイメージ刷新を図り運転者への就職を促進している。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

自動車運送業分野では、コロナ禍での離職及び自動車運送事業における時間外労働規制の見直し、いわゆる「2024年問題」も踏まえ、物流・人流を支えるエッセンシャルワーカーたるドライバーの確保が喫緊の課題となっている。今後5年間の輸送需要の推移を考慮した5年後の必要就業者数が合計158万6,000人程度(トラック運送業:117万7,000人程度、タクシー運送業:28万9,000人程度、バス運送業:12万人程度)と想定されることに基づき、5年後には合計28万8,000人程度(トラック運送業:19万9,000人程度、タクシー運送業:6万7,000人程度、バス運送業:2万2,000人程度)の人手不足が生じると推計している。

また、令和4年度の自動車運送業分野の有効求人倍率は 2.61 倍となっていることを踏まえても、自動車運送業分野における人手不足は深刻な状況であるといえる。

以上のような自動車運送業分野において深刻化する人手不足に対応するため、当該分野においては、官民を挙げて上記(2)の取組を進めることとしているが、それでもなお生じる人手不足について、一定の専門性・技能を有する外国人の受入れで充足することが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

自動車運送業分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で2万4,500人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、自動車運送業分野において、令和6年度からの5年間で28万8,000人程度の人手不足が見込まれる中、DX化の推進等による生産性向上(5年間で14万3,000人程度)や、労働環境整備等による追加的な国内人材の確保(5年間で12万1,000人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大2万4,500人を1号特定技能外国人の受入れの上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

なお、生産性向上の取組については、トラック運送業では年間総労働時間の上限 超過分を5年間で9割削減、タクシー運送業では5年間で4%程度の生産性向上、 バス運送業では5年間で2%程度の生産性向上を行うものと想定している。

また、国内人材の確保については、トラック運送業では5万6,000人程度、タクシー運送業では4万8,000人程度、バス運送業では1万7,000人程度の人材確保を見込んでいる。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

自動車運送業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に 定める試験に合格した者とし、タクシー運送業及びバス運送業においては、これらの 試験の合格に加え、新任運転者研修を修了した者とする。

(1)技能水準(試験区分)

別表 a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験

(2)日本語能力水準

別表 b. 試験区分(3(2)関係)の欄に掲げる試験

- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項
 - (1) 国土交通大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれ

る場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

(2) 一時的な在留資格認定証明書の交付停止の措置を講じた場合において、当該受入 れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、 法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 1号特定技能外国人が従事する業務

1号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)に定める試験区分に対応し、別表c.業務区分(5(1)関係)の欄に掲げる業務とする。

- (2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件
 - ア 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「自動車運送業分野特定技能協議 会」(以下「協議会」という。)の構成員になること。
 - イ 特定技能所属機関は、協議会に対し必要な協力を行うこと。
 - ウ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導 に対し、必要な協力を行うこと。
 - エ 特定技能所属機関は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第2項に規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。)を経営する者であること。
 - オ 特定技能所属機関は、一般財団法人日本海事協会(明治32年11月15日に帝国海事協会という名称で設置された法人をいう。)が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。)が認定する安全性優良事業所を有する者であること。
 - カ タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能1号の 在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施すること。
 - キ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会の構成員となっており、かつ、国土交通省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。
- (3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、 運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5)特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することと

ならないようにするために必要な措置

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、協議会等と連携し、地域別の有効求人倍率等により地域的な人手不足の状況について定期的な把握を行うとともに、業界内において取組の地域差が生まれないよう、得た情報のほか、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

別表

項	a. 試験区分(3(1)	b. 試験区分(3 (2)関係) c. 業務区分(5 (1)関
番	関係)	係)
1	自動車運送業分野特	ア 「国際交流基金日本語基礎 事業用自動車(トラック)
	定技能1号評価試験	テスト」又は「日本語能力試の運転、運転に付随する業
	(トラック)及び第	験 (N 4 以上) 」 務全般
	一種運転免許	イ そのほか、「日本語教育の
		参照枠」のA2相当以上の水
		準と認められるもの
2	自動車運送業分野特	ア 「日本語能力試験(N3以事業用自動車(タクシー)
	定技能1号評価試験	上)」の運転、運転に付随する業
	(タクシー)及び第	イ そのほか、「日本語教育の 務全般
	二種運転免許	参照枠」のB1相当以上の水
		準と認められるもの
3	自動車運送業分野特	ア 「日本語能力試験(N3以事業用自動車(バス)の運
	定技能1号評価試験	上)」 転、運転に付随する業務全
	(バス)及び第二種	イ そのほか、「日本語教育の 般
	運転免許	参照枠」のB1相当以上の水
		準と認められるもの

鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 厚生労働大臣 国土交通大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとって、鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「運用方針」という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の 確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

鉄道分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が 不足している地域の状況を含む。)に関する事項
- (1)特定技能外国人受入れの趣旨・目的

鉄道分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

鉄道分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、保守、点検等の効率化・省力化に資する技術開発、労働条件や職場環境の改善等に取り組んでいる。

(生産性向上のための取組)

生産性向上については、新技術の活用により、橋りょう・トンネル等といった鉄道施設及び車両の保守・点検業務のほか、運転業務等の更なる効率化・省力化に資する技術開発に取り組んでいる。また、駅ホームやトンネル等の実習設備を備えた研修施設を整備する等、人材育成の効率化に取り組んでいる。

(国内人材確保のための取組)

国内人材の確保については、賃金水準の改善や諸手当の拡充等の処遇の 改善の取組が進んでいるほか、出産祝い金の支給、扶養手当の増額、契約社 員の正規社員への採用等の労働条件や職場環境の改善により、新規雇用の 増加、若年離職者の抑制も図っている。また、ジョブリターン制度の導入、 大規模中途採用の実施、高齢層の活用等が進んでいる。さらに、多様な職種への女性の配置や、女性用宿泊施設の整備、女性職員の比率に関する目標設定をするなど、女性の就労促進も行っている。

(3)受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。) 鉄道分野における業務量を示す指標として、旅客鉄道が輸送した旅客の 総人員数である「輸送人員」、総車両数に各車両の走行距離を乗じて得られ る「車両走行キロ」、営業線の長さを示す「営業キロ」がある。輸送人員は 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和2年度には大きく減少し たものの、令和5年度に入ってからは、同感染症拡大に伴う水際対策前の9 割程度に回復しており、それ以前の利用者数を上回る月もある。また、車両 走行キロ、営業キロについては大きな変動はないものの、観光立国推進基本 計画(令和5年3月31日閣議決定)において、インバウンド回復や国内交 流拡大は同感染症感染拡大前を超える水準を目標としており、鉄道需要や それに伴う各施設の保守量は今後も継続、拡大することが見込まれること から、これを支える鉄道分野の人材確保が極めて重要である。しかし、鉄道 分野においては、生産性向上や国内人材確保の取組を進めているものの、少 子化等により若手の採用が困難となってきており、高齢化等による大量退 職への対応も喫緊の課題となっている。令和4年度の鉄道分野の有効求人 倍率は3.59倍となっているなど今後も鉄道需要は維持、拡大し、5年後(令 和 10 年度) には 15 万 1,600 人の就業者が必要となり、 1 万 8,400 人程度 の人手不足が生じると推計されており、鉄道分野は深刻な人手不足の状況 にあると評価できる。

鉄道は我が国の経済社会活動や国民生活を支える基盤であり、鉄道分野の現場で即戦力となる人材は、安全で安定的な輸送の確保のための重要な役割を担っている。鉄道需要の増加に的確に対応していくことが求められる中、チームリーダー等の指導・監督の下で、鉄道特有の制約を理解し、特殊な機材や工具等を用いて作業を行うという一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。

(4)受入れ見込数

鉄道分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で3,800人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れ見込数の上限として運用する。

当該受入れ見込数は、鉄道分野において、令和 10 年度には 1 万 8,400 人程度の人手不足が見込まれる中、技術開発等による 5 年間で 1 %弱の生産性向上(5 年間で 1,300 人程度)や、処遇の改善の取組等による追加的な国内人材の確保(5 年間で 1 万 3,200 人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大で 3,800 人を 1 号特定技能外国人の受入れの上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

鉄道分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。

また、特定技能1号の在留資格については、鉄道分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力基準を満たしているものとして取り扱う。

(1)技能水準(試験区分)

別表 a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験

(2)日本語能力水準

別表 b. 試験区分(3 (2)関係)の欄に掲げる試験

- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項
 - (1)国土交通大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、 人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の 対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが 見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合に は、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を 求める。
 - (2)一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、 当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、 国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措 置を求める。
- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
- (1) 1号特定技能外国人が従事する業務

1 号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)に定める試験区分に対応し、別表c.業務区分(5(1)関係)の欄に掲げる業務とする。

- (2)特定技能所属機関に対して特に課す条件
 - ア 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること
 - イ 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「鉄道分野特定技能協議会」 (以下「協議会」という。) の構成員になること。
 - ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - エ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又 は指導に対し、必要な協力を行うこと。
 - オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実

施を委託するに当たっては、上記イ、ウ及びエに規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4)治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5)特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行うとともに、協議会等と連携し、本制度の趣旨や優良事例の情報を全国的に周知することを含め、必要な措置を講じることによって、地方部の中小事業者も含めた各特定技能所属機関に採用活動や生活支援の充実を促し、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

別表

<u> </u>			
項番		b. 試験区分(3 (2)関 係)	c.業務区分(5(1) 関係)
Ħ	天	水	
1	鉄道分野特定技能1号	国際交流基金日本語基礎	軌道整備(軌道等の
	評価試験(軌道整備)	テスト又は日本語能力試	新設、改良、修繕に
			係る作業・検査業務
		そのほか、「日本語教育の	
		参照枠」のA2相当以上の	
		水準と認められるもの	7. L = 1 /4 +1. /4 / -7. 14
2		国際交流基金日本語基礎	
	評価試験(電気設備整	テスト又は日本語能力試	設備、変電所等設備、
	備)	験(N4以上)	電気機器等設備、信
		そのほか、「日本語教育の	号保安設備、保安通
		参照枠」のA2相当以上の	信設備、踏切保安設
		水準と認められるもの	備等の新設、改良、
			修繕に係る作業・検
			查業務等)
3	独造八郎性学世纪1 早		
3			
		テスト又は日本語能力試	の整備業務等)
		験(N4以上)	
		そのほか、「日本語教育の	
		参照枠」のA2相当以上の	
		水準と認められるもの	
4	鉄道分野特定技能1号	国際交流基金日本語基礎	車両製造(鉄道車両、
	評価試験(車両製造)	テスト又は日本語能力試	鉄道車両部品等の製
	技能検定3級(機械加	験 (N4以上)	造業務等)
		そのほか、「日本語教育の	
		参照枠」のA2相当以上の	
	技能検定3級(電子機		
		八年 こ 節 め りれる も め	
	器組立て)		
	技能検定3級(電気機		
	器組立て)		
	技能検定3級(塗装)		
5	鉄道分野特定技能1号	日本語能力試験 (N3以	運輸係員(駅係員、
	評価試験 (運輸係員)	上)	車掌、運転士等)
		そのほか、「日本語教育の	
		参照枠」のB1相当以上の	
		水準と認められるもの	
<u> </u>			

農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 厚生労働大臣 農林水産大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留 資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとって、 農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「運用方針」 という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

農業分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
 - (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

農業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、 もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

農業分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、農地の集積・集約化 や新規雇用就農者の定着支援等に取り組んでいる。

(生産性向上のための取組)

生産性向上のための取組として、業界では、生産性向上につながる品種や栽培技術の普及・拡大等、農業者の多様なニーズに対応した様々な取組を行っている。また、農林水産省としても、こうした業界の取組に対して補助事業等による支援を実施するとともに、都道府県知事が指定する農地中間管理機構(農地バンク)等を通じた農業の担い手への農地の集積・集約化を推進している。その結果、全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェアは、平成25年の48.7%から令和4年には59.5%に増加している。このほか、ロボット、AI、IoT等の先端技術の活用によるスマート農業の実用化に取り組んでいる。

(国内人材確保のための取組)

国内人材確保のための取組として、業界では、地域の企業等と連携し、人手不足に 悩む農家と農作業に従事したい人材のマッチング等の取組を行っている。また、農林 水産省としても、①次世代を担う農業者の研修に対する資金の交付、②女性の活躍支援や農福連携の推進等により、若者・女性・高齢者等の多様な農業人材の確保・育成等にも努めており、49歳以下の新規雇用就農者が8年連続8,000人程度で推移するなどの成果を挙げている。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

農業分野では、「食料安全保障強化政策大綱」(令和5年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定)において、「平時から食料安全保障を確保し、いつでも必要な食料を供給できるようにするためには、農地・水等の農業資源、担い手、技術等の生産基盤を確保する必要がある。一方で、国内全体の人口減少が不可避となる中、持続的な食料供給を確保するためには、食料供給を担う者の確保を図りつつも、それでもなお少ない人数となった場合に備え、これに対応可能な生産基盤に転換していく必要がある。」としており、今後も現在の農地の総量確保を見込むこととした場合、令和10年度に必要となる就業者数(基幹的農業従事者)を推計すると、約124万人となる。

この点、令和4年度における農業分野の有効求人倍率は1.85倍(農耕作業員1.59倍、畜養作業員2.72倍)と、全平均の1.19倍と比較し、0.66ポイント高く、同分野の人材確保は困難な状況にある。同分野における現時点(令和5年度)の就業者数116万人は、将来的な就業者数の減少見込みを踏まえると、令和10年度には91万人となる見込みであり、同年度には32万8,000人程度が不足することになる。こうした現状に対応するため、上記(2)の取組を進めているが、それでもなお相当程度の人手不足が見込まれる。かかる状況の下、食料安全保障を確保しつつ、持続的な食料供給を行っていくためには、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることにより、我が国の農業の存続・発展を図ることが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

農業分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は最大で7万8,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。 当該受入れ見込数は、農業分野において、令和10年度には32万8,000人程度の 人手不足が見込まれる中、生産性向上や国内人材確保の取組(5年間で25万人程度) を行ってもなお不足すると見込まれる最大7万8,000人を1号特定技能外国人の受 入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

農業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に 合格した者(2号特定技能外国人については実務経験の要件も満たす者)とする。 また、特定技能1号の在留資格については、農業分野に関する第2号技能実習を修了

した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準 (試験区分)

(ア)「1号農業技能測定試験(耕種農業全般)」

(イ) 「1号農業技能測定試験(畜産農業全般)」

イ 日本語能力水準

- (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
- (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの
- (2) 2号特定技能外国人

技能水準 (試験区分及び実務経験)

ア 試験区分

- (ア) 「2号農業技能測定試験(耕種農業全般)」
- (イ) 「2号農業技能測定試験(畜産農業全般)」

イ 実務経験

次のいずれかを満たすことを実務経験の要件とする。

- (ア) 農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験
- (イ) 農業の現場における実務経験
- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置 又は交付の再開の措置に関する事項
 - (1)農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
 - (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入 れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法 務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。
- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
- (1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験 区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)

- (ア) 耕種農業全般 (栽培管理、農産物の集出荷・選別等)
- (イ) 畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)
- イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)
- (ア) 耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務
- (イ) 畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務
- (2)特定技能所属機関等に対して特に課す条件

- ア 直接雇用形態の場合、特定技能所属機関となる事業者は、労働者を一定期間以上 雇用した経験又はこれに準ずる経験があること。
- イ 労働者派遣形態の場合、次の要件を満たすこと。
- (ア)特定技能所属機関となる労働者派遣事業者は、農業現場の実情を把握しており 特定技能外国人の受入れを適正かつ確実に遂行するために必要な能力を有して いること。
- (イ) 外国人材の派遣先となる事業者は、労働者を一定期間以上雇用した経験がある者又は派遣先責任者講習等を受講した者を派遣先責任者とする者であること。
- ウ 特定技能所属機関は、「農業特定技能協議会」(以下「協議会」という。) の構成員になること。
- エ 特定技能所属機関及び派遣先事業者は、協議会に対し必要な協力を行うこと。
- オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。
- カ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書 面を交付すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

農業分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者を特定技能所属機関として外国人材を農業分野の事業者に派遣する労働者派遣 形態とする。

イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性

農業分野においては、①冬場は農作業ができないなど、季節による作業の繁閑がある、②同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の農作業のピーク時が異なるといった特性があり、農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通といった農業現場のニーズに対応するため、農業分野の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れることが不可欠である。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る 事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関 係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することと ならないようにするために必要な措置

農業の特性に鑑み、かつ、豪雪地域等年間を通じた農業生産が維持できない農村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な農業関連業務の範囲について柔軟に対応する。

農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、協議会を組織し、協議会において、外国人材が不足している地域について、外国人材不足の状況及び課題の把握並びに対応方策の検討、外国人材の適正な受入れに資する取組等の協議を行う。

協議会の構成員は、協議の結果に基づき、外国人材の適正な受入れに資する取組や関係する制度関係省庁等に対する働きかけを行う。

さらに、農業の次世代を担う人材の確保・育成、スマート農業の推進等による生産 性の向上等の施策を通じて、農業を就業者にとってやりがいのある魅力的な産業と し、農村地域の維持発展を図る。

6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
農業技能測定試験 (耕種農業全般)	1号農業技能測定試験(耕種農業全
	般)
農業技能測定試験(畜産農業全般)	1 号農業技能測定試験(畜産農業全
	般)

漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 党 働 大 臣 農 林 水 産 大 臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留 資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとって、 漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「運用方針」 という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

漁業分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
 - (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

漁業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

漁業分野では、生産性向上や国内人材確保のための取組として、ICT等を活用した効率化や新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。

(生産性向上のための取組)

生産性向上のための取組として、業界では、ICT等を活用した効率化(沿岸漁業における漁場探索や、沖合・遠洋漁業における漁場形成予測)、かつお一本釣り機の開発、養殖業における自動給餌システムの活用、水中ドローン等による養殖場の見える化などの技術開発等に取り組んでいる。また、農林水産省としても、こうした業界の取組に対して補助事業等による支援を実施しており、その結果、労働効率化が一定程度図られている。

(国内人材確保のための取組)

国内人材確保のための取組として、農林水産省では、補助事業等により、漁業就業相談会や漁業就業希望者に対する長期研修の実施、インターンシップ受入れ、就業後の経営・技術向上に対する支援、漁業学校で学ぶ若者への就業準備資金の交付、水産高校卒業生を対象とした海技士養成支援など、段階に応じた支援を実施している。こ

うした取組の結果、全体として就業者が減少する中にあっても、おおむね毎年 2,000 人程度の新規就業者を確保している。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

漁業分野では、「水産基本計画」(令和4年3月25日閣議決定)において、令和14年度の魚介類の生産目標を535万トンとしている。この生産目標と令和4年度の実績(348万トン)を踏まえ、令和10年度の生産目標を460万トンと設定すると、漁業分野において令和10年度に必要となる就業者数は17万人と推計される。

この点、漁業分野の有効求人倍率は、漁船員 5.55 倍(令和4年「船員職業安定年報」)、水産養殖作業員 2.40 倍(令和4年度「職業安定業務統計」)と高い水準にある。同分野における現時点(令和4年度)の就業者数 12万6,000人は、高齢者等の離職が進めば、令和10年度には10万9,000人まで減少する見込みであり、同年度には6万1,000人程度が不足することになる。こうした深刻化する人手不足に対応するため、上記(2)の取組を進めているが、それでもなお相当程度の人手不足が見込まれる。

かかる状況の下、国民のニーズに応じた水産物を安定的に供給する体制を確保し、また、将来にわたり、海洋環境保全等といった漁業の多面的な機能が十分に発揮されるためには、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることにより、我が国漁業の存続・発展を図ることが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

漁業分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は最大で1万7,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。当該受入れ見込数は、漁業分野において、令和10年度には6万1,000人程度の人手不足が見込まれる中、ICT等の活用などによる毎年4.6%程度の生産性向上(5年間で3万6,000人程度)や、新規就業者の確保・育成等の取組による追加的な国内人材の確保(5年間で8,000人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大1万7,000人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

漁業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。 また、特定技能1号の在留資格については、漁業分野に関する第2号技能実習を修了 した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準 (試験区分)

- (ア)「1号漁業技能測定試験(漁業)」
- (イ) 「1号漁業技能測定試験(養殖業)」

イ 日本語能力水準

- (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
- (イ)そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準 (試験区分及び実務経験)

ア 試験区分

- (ア) 「2号漁業技能測定試験(漁業)」及び「日本語能力試験(N3以上)」
- (イ) 「2号漁業技能測定試験(養殖業)」及び「日本語能力試験(N3以上)」

イ 実務経験

- (ア)漁船法(昭和25年法律第178号)上の登録を受けた漁船において、操業を 指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業 工程を管理する者としての実務経験を要件とする。
- (イ)漁業法(昭和24年法律第267号)及び内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。
- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項
 - (1)農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
 - (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入 れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法 務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験 区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)

- (ア)漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)
- (イ)養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産 動植物の収獲(穫)・処理、安全衛生の確保等)

イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)

- (ア)漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。
- (イ)養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産

動植物の収獲(穫)・処理、安全衛生の確保等)、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。

(2) 特定技能所属機関等に対して特に課す条件

- ア 労働者派遣形態(船員派遣形態を含む。以下同じ。)の場合、特定技能所属機関となる労働者派遣事業者(船員派遣事業者を含む。以下同じ。)は、地方公共団体 又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連す る業務を行っている者が関与するものに限る。
- イ 特定技能所属機関は、「漁業特定技能協議会」(以下「協議会」という。) の構成員になること。
- ウ 特定技能所属機関は、協議会において協議が調った措置を講じること。
- エ 特定技能所属機関及び派遣先事業者は、協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。
- オ 漁業分野の1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関が登録支援機関 に支援計画の全部又は一部の実施を委託するに当たっては、漁業分野に固有の基準 に適合している登録支援機関に限る。
- カ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

漁業分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者(上記(2)アに定める者に限る。)を特定技能所属機関として外国人を漁業分野の事業者に派遣する労働者派遣形態とする。

イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性

漁業分野においては、同じ地域であっても、対象魚種や漁法等によって繁忙期・ 閑散期の時期が異なるとともに、漁業分野の事業者の多くが零細で半島地域や離島 地域等に存在していること等の特性があり、地域内における業務の繁閑を踏まえた 労働力の融通、雇用・支援の一元化といった漁業現場のニーズに対応するため、漁 業分野の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により特定技能外国 人を受け入れることが不可欠である。

(4)治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る 事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について、制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することと ならないようにするために必要な措置

農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地方に点在する漁村における人手不足の状況を適切に把握し、外国人を受け入れる環境を整え

るため、漁業活動やコミュニティ活動の核となっている漁業協同組合等が、受入れ外国人との円滑な共生において適切な役割を果たすために必要な支援を行う。

また、漁村地域の漁業を支える人材の育成・確保、適切な資源管理措置の下で居住性・安全性・作業性の高い漁船の導入や漁村における地域活動への支援等の施策を通じて、漁業生産力を向上させるとともに、漁業を就業者にとってやりがいのある魅力的な産業とし、漁村地域の維持・発展を図る。

さらに、漁業の特性に鑑み、かつ、漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲について柔軟に対応する。

6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
漁業技能測定試験 (漁業)	1号漁業技能測定試験(漁業)
漁業技能測定試験 (養殖業)	1号漁業技能測定試験(養殖業)

飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 党 働 大 臣 農 林 水 産 大 臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第2条の4第1項の規定に基づき、法第2条の3第1項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとって、飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「運用方針」という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

飲食料品製造業分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
- (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

飲食料品製造業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を 生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発 展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

(生産性向上のための取組)

飲食料品製造業分野では、深刻な人手不足の状況にある中、生産性向上のための取組として、ロボット導入などの設備投資、IoT・AI等を活用した省人化・低コスト化、専門家による工場診断等が進展し始めている。一般社団法人日本食品機械工業会「2022年食品機械調査統計資料」によると、食品機械の国内販売額は直近7年間で14%増加(平成27年の5,175億円から令和4年には過去最高の5,900億円まで増加)しているほか、先端技術の低コスト化や小型化に関する改良の取組も進展している。

また、健康志向の広まりや高齢化など経済社会の変化に応じた新たな商品の投入や、従来の商品に新たな価値を付与した商品の提供など、付加価値向上のための取組も進展し始めている。財務省「法人企業統計」を基に農林水産省で算出した食料品製造業の付加価値額は、令和元年から令和2年にかけては横ばいだったものの、その後令和3年には6.5%程度の増加に転じている。

さらに、農林水産省では、AI・ロボット・IoT等を活用した自動化技術等を実

際の現場にモデル的に導入・実証する取組や、先端技術の低コスト化や小型化に関する改良の取組を支援するとともに、これらの成果を研修会の開催等により食品業界全体に普及させる取組を行っており、関係者の理解も浸透しつつある。

(国内人材確保のための取組)

国内人材の確保に関し、女性・高齢者が働きやすい雇用環境とするため、正社員登用制度、女性が出産後に復職しやすい環境整備(提携託児所の整備等)、高齢者の継続雇用制度等の取組が業界内で進展し始めている。この点、令和3年度における食料品製造業の女性就業者の割合は53%と、全製造業の平均28%を大幅に上回っているほか、令和4年度における60歳以上の就業者の割合についても20%と、全製造業の平均16%を上回るなど、一定の成果が上がっているところである。

また、農林水産省では、国内人材の確保に関し、女性・高齢者の就業促進のため、「食品産業の働き方改革早わかりハンドブック」の作成・周知を行っており、関係者の理解が進みつつある。

(処遇改善のための取組)

人手不足を踏まえた賃上げ等の処遇改善に関し、農林水産省では、令和5年末に決定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、食品業界団体等に周知を行っている。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、食料品製造業の従業員一人当たりの所定内給与額は増加(平成29年の229千円から令和4年には245千円まで増加)しており、全産業、全製造業と比較し給与上昇率が最も高いほか、総務省「労働力調査」によると、食料品製造業における正社員比率は2ポイント上昇(平成29年の48%から令和3年には50%まで増加)するなど成果が上がっているところである。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

食料品製造業は、地域経済においても、雇用と生産を支える産業として重要な役割を担っているといえる。経済産業省「令和3年経済センサス」によれば、食料品製造業の事業所数は金属製品製造業に次いで多く、就業者数は製造業の中では第1位である。また、大都市圏とそれ以外の地域において、就業者数比率に大きな偏りはなく、製造業全体に占める食料品製造業の就業者数の比率は三大都市圏が11.1%、それ以外の地域が18.5%となっている。さらに、食料品製造業の製造品出荷額は、製造業の中で10道県で第1位、24道府県で第3位に位置している。食品製造業の製造品出荷額は、令和5年は約39.3兆円であるところ、過去の推移を踏まえると、令和10年には約49兆円となる見込みである。

次に、現在の飲食料品製造業分野における労働需給は、他の製造業に比べ雇用人員不足感が高い状況にある。令和4年度の飲食料品製造業分野の有効求人倍率は3.11倍であり、全産業の1.19倍より高い。また、厚生労働省「雇用動向調査」によれば、令和5年6月末現在の欠員率は2.4%に達している。さらに、日銀短観によれば、「食料品製造業」(中小企業)の雇用人員判断(DI)は、令和5年9月にはマイナス36となり、「製造業全般」(中小企業)のマイナス21よりも深刻な状況である(令和5年12月日本銀行「全国企業短期経済観測調査」)。

この点、令和 10 年度の製造品出荷額予測及び足下の生産性を踏まえると、同年度

には約161万人の就業者が必要となると推計される。しかしながら、上記雇用動向調査によれば、令和3年1月1日現在における「食料品、飲料・たばこ・飼料製造等」の常用労働者数は約133万人であり、現在のトレンドを踏まえれば、令和10年度の就業者数は140万人となる見込みであり、同年度には就業者が21万人程度不足することになる。

また、就業者の約3割がバックヤードでの飲食料品製造(そう菜製造等)に従事している食料品スーパーマーケットにおいても、人手不足の傾向が顕著になっている。上記雇用動向調査によれば、「小売業」における令和5年6月末現在の欠員率は3.0%となっている。食料品スーパーマーケットにおいては、令和4年には約12.1兆円を売り上げており、過去の食料品販売額の推移から、令和10年には約16.3兆円の売上げが見込まれる。このため、令和10年度には34万7,000人の就業者が必要となると推計され、同年度には1万7,000人程度が不足すると見込まれる。

こうした中で、飲食料品製造業分野(食料品スーパーマーケット等を含む。)においては、生産性の向上及び国内人材の確保に向けた最大限の努力を不断に行っている。しかしながら、同分野においては、ある程度目視や手作業に頼らざるを得ない工程もあり、機械化の取組にも限界があること、また、平成30年の食品衛生法(昭和22年法律第233号)改正(令和3年6月施行)により、全ての飲食料品製造業者にHACCP(原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム)に沿った衛生管理の実施が求められることとなり、HACCPを含む衛生管理の知識を有する人材の確保が急務となっていること等を踏まえれば、人手不足の状況を直ちに改善することは困難である。

このため、我が国の飲食料品製造業の持続的な存続・発展を図り、良質で安全な飲食料品を安定的に供給する体制を確保するために、飲食料品製造業について基本的な知識・経験を有し、現場の状況に応じて作業手順を自ら考え、製造・加工等の作業を行うことができる即戦力の外国人や、熟練した技能を持って自ら作業に従事しながら、複数の従業員に指導等を行う管理者としての役割を担う外国人の受入れが必要不可欠である。

(4)受入れ見込数

飲食料品製造業分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で13万9,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れ上限として運用する。

当該受入れ見込数は、飲食料品製造業分野において不足すると見込まれる最大 13万人(令和6年度からの5年間で21万人程度の人手不足が見込まれる中、AI・ロボット・IoT等の先端技術の導入等による年0.4%程度の生産性向上(5年間で3万人程度)や、託児所の整備、高齢者の継続雇用等により女性・高齢者の働きやすい雇用環境を整備することで年0.6%の労働参加率の伸びによる追加的な国内人材の確保(5年間で5万人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる数)に、食料品スーパーマーケットのバックヤードでの飲食料品製造において不足すると見込まれる9,000人(令和6年度からの5年間で1万7,000人の人手不足が見込まれる中、セル

フレジの導入等による年 0.11%程度の生産性向上(5年間で 2,000 人程度)や、長時間労働の解消等による年 0.36%の労働参加率の伸びによる追加的な国内人材の確保(5年間で 6,000 人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる数)を加えた最大 13 万 9,000 人を 1 号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

飲食料品製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。

また、特定技能1号の在留資格については、飲食料品製造業分野に関する第2号技能 実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取 り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準 (試験区分)

「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」

イ 日本語能力水準

- (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
- (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準 (試験区分及び実務経験)

ア 試験区分

「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」

イ 実務経験

飲食料品製造業分野において、複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を要件とする。

- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を 含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又 は交付の再開の措置に関する事項
 - (1)農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
 - (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入 れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法 務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。
- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)

飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工及び安全衛生の確保)

イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)

飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工及び安全衛生の確保)及び当該業務に関する管理業務

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 特定技能所属機関は、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者 で構成される「食品産業特定技能協議会」(以下「協議会」という。)の構成員に なること。

- イ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ウ 特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、 必要な協力を行うこと。
- エ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会の構成員となっており、かつ、農林水産省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。
- オ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージ をあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。
- カ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書 面を交付すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る 事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係 機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5)特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

- ア 特定技能外国人の就労が大都市圏等の地域に過度に集中することがないよう、「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」及び「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」の国内における試験は、大都市に限らず地方も含めて幅広く実施する観点から、全国10か所程度で実施する。
- イ 農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、協議会で の協議も踏まえ、生産性向上のための取組や国内人材確保のための取組が行われて

いてもなお外国人を含む人手不足が顕著である地域が認められる場合には、その地域において特定技能外国人の就業が円滑に行われるよう、試験の開催場所・頻度等の調整に努めるとともに、その他必要な支援等について、制度関係機関、関係業界団体等とも連携して取り組む。

外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 厚生労働大臣 農林水産大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留 資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとって、 外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「運用方 針」という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

外食業分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
 - (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

外食業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした 業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図 り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

(生産性向上のための取組)

生産性向上のための取組として、店舗内調理等の機械化や作業動線の見直しによる省力化、食券販売機・セルフオーダーシステム・セルフレジ等の導入やキャッシュレス化によるサービスの省力化、その他店舗運営に係る各種業務のICT化等による業務の省力化・省人化を進めている。また、これらの効率化によって得られた余力人員や資金などを基に新たな価値やサービスの創出(新しいメニューや業態の開発等)及び付加価値向上(国産食材の積極的な使用、高付加価値食材の使用等)につながる取組を各企業の規模や業態に応じて行っている。

さらに、農林水産省では、「外食・中食の生産性向上に向けた手引き」(平成 29 年農林水産省)の作成・配付を通じて優良事例の普及等を図るとともに、顕在化している労働力不足等に対応するため、セルフオーダーシステムの導入等の省力化に係る取組等への支援を行っている。

(国内人材確保のための取組)

国内人材確保のための取組として、女性や高齢者を含む多様な人材を確保・維持す

る観点から、物理的な作業負担の軽減や安全対策の強化、転勤のない地域限定正社員制度の導入といった育児・介護に配慮した働き方や有給休暇取得の推進、定年延長や再雇用制度の設定等の取組が行われている。例えば、厚生労働省の調査によれば、「宿泊業,飲食サービス業」における有給休暇の取得日数について、前年1年間に取得した平均日数は、平成29年調査では5.4日であったのに対し、令和5年調査では6.7日となっている。また、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度や再雇用制度を導入した企業割合は、平成29年調査では85.4%であったのに対し、令和4年調査では91.7%となっている(平成29年、令和4年、令和5年厚生労働省「就労条件総合調査」)。

こうした取組により、外食業分野においては、多様な人材確保が図られており、外食業の女性従業員比率は60.5%と、全産業平均(44.7%)の1.4 倍であり、また、高齢者従業員比率は、65 歳以上の従業員割合が飲食店で13.6%と、全産業平均(13.7%)と同等程度となっている(令和3年総務省「労働力調査」)。

(処遇改善のための取組)

人手不足を踏まえた処遇改善のための取組として、給与の引上げや正社員化の推進等の取組が行われている。例えば、直近5年間の「宿泊業,飲食サービス業」の常用労働者の時間当たりの給与額(現金給与総額を総実労働時間数で除したもの)は一貫して増加傾向にあり、令和元年と令和5年を比較すると 14.2%増と全産業の増加率 (4.3%) と比べて高い水準で増加している(令和元年、令和5年厚生労働省「毎月勤労統計調査」)。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う水際対策の終了後、外食需要は回復傾向にあり、今後5年間においても引き続き増加していくと想定される。他方、外食業では、客のし向に応じた食事を提供するなど、臨機応変に作業内容を変える判断が必要となること、また、手作り感やホスピタリティといった外食業ならではの付加価値が求められること等から、機械化による省力化には限界がある。

令和4年度の外食業の有効求人倍率は、「飲食店主・店長」が7.11 倍、「飲食物給仕係」が5.06 倍、「調理人」が3.12 倍、「外食(各職業分類を加重平均したもの)」が3.57 倍であり、全体の有効求人倍率1.19 倍の約3倍となっている。さらに、日銀短観によれば、「宿泊・飲食サービス」の雇用人員判断(DI)は、令和5年12月の実績がマイナス75、令和6年3月の予測がマイナス74と、どちらも全調査対象業種中最低となっている(令和5年12月日本銀行「全国企業短期経済観測調査」)。

また、外食業は、訪日外国人旅行者を我が国に呼び込む上での魅力の一つであり、特に集客力のある観光地等においては飲食サービスの一層の提供が求められている一方で、北陸地方や中四国地方など、大都市圏以外の地域においては、人手不足の傾向が見受けられる。

加えて、平成30年に食品衛生法(昭和22年法律第233号)が改正され、令和3年6月に施行されたことにより、全ての飲食店にHACCP(原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析

し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム)に沿った衛生管理の制度化への対応が求められ、今後も外食業においてHACCPを含む衛生管理の知識を有する人材を確保していくことが急務な状況となっている。

これらの状況を踏まえると、外食業分野においては、令和 10 年度には 481 万 1,0 00 人の就業者が必要になると推計されるが、同年度の就業者数は 455 万 8,000 人となる見込みであり、同年度には 25 万 3,000 人程度が不足することになる(総務省「サービス産業動向調査」を元に農林水産省で算出)。

こうした深刻化する人手不足に対応するため、上記(2)の取組を進めているが、 それでもなお、人手不足が完全に解消される見込みとはなっていない。

そのため、今後も安全で質の高い商品・サービスを提供し、また、外国人観光客の 集客力を確保するためには、一定の専門性・技能を有する即戦力の外国人を受け入れ ることにより、十分な人手を確保することが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

外食業分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で5万3,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、外食業分野において、令和 10 年度には 25 万 3,000 人程度の人手不足が見込まれる中、I C T 化等による業務の省力化・省人化等の取組による毎年 0.6%程度の生産性向上(5年間で 15 万 7,000 人程度)や、従業員の賃金水準の引上げの取組、育児・介護に配慮した取組等による女性・高齢者を含む多様な人材確保、労働参加率の段階的な引上げによる毎年 0.2%程度の追加的な国内人材の確保(5年間で 4 万 3,000 人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大 5 万 3,00 人を 1 号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

外食業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。また、特定技能1号の在留資格については、外食業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準(試験区分)

「外食業特定技能1号技能測定試験」

イ 日本語能力水準

- (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
- (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準(試験区分及び実務経験)

ア 試験区分

「外食業特定技能2号技能測定試験」及び「日本語能力試験(N3以上)」

イ 実務経験

食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者(副店長、サブマネージャー等)としての実務経験(ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していない者に限る。)を要件とする。

- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置 又は交付の再開の措置に関する事項
 - (1)農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
 - (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入 れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法 務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。
- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
- (1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験 区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

- ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)
 - 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)
- イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)及び店舗経営
- (2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件
 - ア 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対して、風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。)第 2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を 営む営業所において就労を行わせないこと。
 - イ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対して、風俗営業法第2条第3項に規定 する「接待」を行わせないこと。
 - ウ 特定技能所属機関は、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者 で構成される「食品産業特定技能協議会」(以下「協議会」という。)の構成員に なること。
 - エ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - オ 特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、 必要な協力を行うこと。

- カ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会の構成員となっており、かつ、農林水産省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。
- キ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。
- ク 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書 面を交付すること。
- (3)特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る 事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

- (5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することと ならないようにするために必要な措置
 - ア 特定技能外国人の就労が大都市圏等の地域に過度に集中することがないよう、「外食業特定技能1号技能測定試験」の国内における試験は、大都市圏以外の地方を含めた全国10か所程度で、「外食業特定技能2号技能測定試験」の国内における試験は複数か所で実施する。
 - イ 農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、協議会での協議も踏まえ、生産性向上のための取組や国内人材確保のための取組が行われていてもなお外国人材を含む人手不足が顕著である地域が認められる場合には、その地域において特定技能外国人の就業が円滑に行われるよう、試験の開催場所・頻度等の調整に努めるとともに、その他必要な支援等について、制度関係機関、関係業界団体等とも連携して取り組む。

林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 臣 臣 是 并 水 産 大 臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえ、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)第2条の4第1項の規定に基づき、法第2条の3第1項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとって、林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「運用方針」という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

林業分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
- (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

我が国の森林の約4割を占める人工林の多くが資源として利用可能な段階を迎え、 国民からの国産材原木等の安定供給に対する期待が高まっており、「森林・林業基本 計画」(令和3年6月15日閣議決定)において、木材供給量を増加させていくことと している。また、「花粉症対策の全体像」(令和5年5月30日花粉症に関する関係閣 僚会議決定)において、花粉症の発生源対策として、林業の生産性の向上及び労働力 の確保が位置付けられている。

このような中、林業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

林業分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、機械化への取組やインターンシップの推進、新規就業者の定着支援に取り組んでいる。

(生産性向上のための取組)

森林経営管理制度を通じた森林の経営管理の集積、施業集約化等を担う森林施業プ

ランナー等の育成、路網と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムの導入、新技術を活用した「新しい林業」の実現に向けた「林業イノベーション」等に取り組んでおり、素材生産の生産性は、平成22年度:主伐5.00、間伐3.45(㎡/人日)から令和2年度:主伐6.67、間伐4.35(㎡/人日)に向上するなど、この10年間で3割の生産性向上の成果を挙げている。

さらに、上記(1)の「森林・林業基本計画」において、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することとしており、我が国の令和12年における木材供給量の目標を4,200万㎡と設定していることから、当該目標を達成するために引き続き生産性向上に取り組んでいく。

(国内人材確保のための取組)

通年雇用化、月給制導入や社会保険の加入促進等による林業技能者の処遇改善の取組のほか、「緑の雇用」事業等による新規就業者への体系的な研修や林業大学校等で学ぶ青年への給付金による支援、女性の活躍支援や林福連携の推進等により、若者・女性・高齢者等の多様な国内人材の確保にも努めているところであり、新規就業者を毎年約3,000人確保するなどの成果を挙げている。

これらに加えて、令和4年10月には、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)に基づく「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」を改正し、複数の作業や作業工程、デジタル技術等を学ぶ研修の実施や、就業ガイダンスの開催等のほか、他産業等との連携による労働力のマッチング、各種施策による賃上げの促進等に取り組むこととしている。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

林業においては、木材需要が拡大している中で、適正な伐採と再造林の確保を図る必要があるが、林業従事者数は平成22年の5万1,000人から令和2年の4万4,000人と、この10年間で14%減少しており、令和4年度の林業分野の有効求人倍率は2.35倍となっている。また、山村地域では、全国を超えるペースで人口減少が進むとともに、高齢化率が非常に高くなっており(令和2年全国:28.0%、山村地域:40.6%)、人材の確保が困難になってきている。

一方、上記(2)の令和 12 年における木材供給量の目標(4,200 万㎡)を令和 10 年度時点に換算すると 4,120 万㎡ であり、これを現在の生産性で実施するとして推計すると、同年度には 5 万 8,000 人の就業者が必要となり、 2 万人程度の人手不足が見込まれる。

このような中、林業の基盤を維持し、持続的な発展を図るためには、林業について 基本的な知識・技能を有し、現場の状況に応じて作業手順を自ら考え、育林や素材生 産等の作業を行うことができる即戦力の外国人を受け入れることが必要不可欠である。

(4)受入れ見込数

林業分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で1,000

人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、林業分野において、令和10年度には2万人程度の人手不足が 見込まれる中、森林の経営管理の集積等による生産性向上(これまでの生産性向上の ペースを維持したと仮定すると令和10年度には1万5,000人程度)や、林業の担い手 対策による追加的な国内人材の確保(令和10年度には4,000人程度)を行ってもなお 不足すると見込まれる最大1,000人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用す るものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

林業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験 に合格した者とする。

(1)技能水準(試験区分)

「林業技能測定試験」

(2)日本語能力水準

ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験 (N4以上)」 イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を 含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又 は交付の再開の措置に関する事項
 - (1)農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
 - (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入 れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法 務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。
- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
- (1) 1号特定技能外国人が従事する業務

林業(育林、素材生産等)

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 特定技能所属機関は、農林水産省が設置する「林業特定技能協議会」(以下「協議 会」という。) の構成員になること。

- イ 特定技能所属機関は、協議会において協議が調った措置を講ずること。
- ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し必要な協力を行うこと。

- エ 特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導等 に対し、必要な協力を行うこと。
- オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託 するに当たっては、協議会及び農林水産省に対し必要な協力を行う登録支援機関に 委託すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る 事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係 機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5)特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、協議会を組織し、協議会において、外国人が不足している地域について、外国人の不足の状況及び課題の把握並びに対応方策の検討、外国人の適正な受入れに資する取組等の協議を行う。

協議会の構成員は、協議の結果に基づき、外国人の適正な受入れに資する取組や関係する制度関係省庁等に対する働きかけを行う。

さらに、林業の次世代を担う人材の確保・育成、スマート林業の推進等による生産 性の向上等の施策を通じて、林業を就業者にとってやりがいのある魅力的な産業とし、 山村地域の維持発展を図る。

木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣 国家公安委員会 外 務 大 臣 厚生労働大臣 農林水産大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとって、木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「運用方針」という。)を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

木材産業分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項
- (1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

「森林・林業基本計画」(令和3年6月15日閣議決定)に基づく木材産業の競争力強化等といった林産物の供給及び利用の確保や、「花粉症対策の全体像」(令和5年5月30日花粉症に関する関係閣僚会議決定)に基づくスギ材需要の拡大等を推進していくためには、木材産業の持続的な発展が不可欠となっている。

このような中、木材産業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・ 技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存 続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

(生産性向上のための取組)

近年、製材工場、合板工場等の大規模化・集約化が進展しており、大規模な製材工場等がなかった地域においても、林野庁の木材加工流通設備導入の支援等が活用され、大規模工場の進出や、地元の製材工場等の連携による新たな工場の建設が進んでいる。この10年間で、年間原木消費量5万㎡以上の製材工場等が全国で21箇所新設されており、製材工場を例にとると、一工場当たりの原木消費量は約1.6倍と大きく増加している。

さらに、林野庁は、木材産業経営者向けの働き方改革の手引きの作成(平成 31 年 3月)等、木材産業における働き方改革の実現に向けた取組も行っている。

上記(1)の「森林・林業基本計画」において、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することとしており、我が国の令和12年における木材供給量の目標を4,200万㎡と設定していることから、当該目標を達成するために引き続き大規模化等による生産性向上に取り組んでいく。

(国内人材確保のための取組)

林野庁では、安定供給体制の構築に向けた木材加工流通施設等の整備への支援を行っており、これにより新しい施設等の導入が促進されることで、労働者の安全が守られるとともに、労働負荷の軽減が図られ、女性や高齢者等が働きやすい労働環境づくりにつながっている。

また、木材産業分野においては、他の業種と比較すると労働災害発生率が高い水準で推移していることを踏まえ、同分野の労働力確保のためには、若者が未来を託せる安全な職場環境にしていくことが必要不可欠となっている。このため、業界団体においては、労働災害の防止に関し、外部有識者による安全診断やその普及啓発等を行ってきているほか、林野庁においても、作業安全対策の推進に向けた「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:木材産業)事業者向け」(令和3年2月26日林野庁)の策定・普及、作業安全のウェビナーの開催、実態の分析を踏まえた事故体験VR映像等の研修資材の作成・普及等を行っている。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

木材需要が拡大している中、木材・木製品製造業(家具を除く。)の就業者数は平成22年の12万3,000人から令和2年には10万3,000人と、この10年間で約16%減少している。また、令和4年度の有効求人倍率は2.80倍と、全産業の有効求人倍率(1.19倍)の約2.5倍となっており、木材産業の人材不足は深刻である。さらに、令和2年の就業者総数に占める35歳未満の割合は、全産業では22.8%であるが、木材・木製品製造業(家具を除く。)では17.6%であり、将来的に木材産業を担う人手も他産業と比較して少ない状況となっている。

一方、上記の令和 12 年における木材供給量の目標 $(4,200 \, \, \mathrm{fm})$ を令和 10 年度時点に換算すると $4,120 \, \, \mathrm{fm}$ であることから、木材産業分野において、同年度には $13 \, \, \mathrm{fm}$ $6,000 \, \, \mathrm{fm}$ 人の就業者が必要となり、 $5 \, \mathrm{fm}$ $7,000 \, \, \mathrm{fm}$ 人程度の人手不足が見込まれる。

このような中、木材産業の基盤を維持し、持続的な発展を図るためには、木材加工等の作業を行うことができる即戦力の外国人を受け入れることが必要不可欠である。

(4)受入れ見込数

木材産業分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で5,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。 当該受入れ見込数は、木材産業分野において、令和10年度には5万7,000人程度の 人手不足が見込まれる中、大規模な製材工場等の整備等による生産性向上(これまでの生産性向上のペースを維持したと仮定すると令和 10 年度には 4 万 4,000 人程度) や、労働負荷の軽減等の人材確保等の取組による追加的な国内人材の確保(令和 10 年度には 8,000 人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大 5,000 人を 1 号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

木材産業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める 試験に合格した者とする。

また、木材産業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1)技能水準(試験区分)

「木材産業特定技能1号測定試験」

(2)日本語能力水準

ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験 (N4以上)」 イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

- 4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を 含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又 は交付の再開の措置に関する事項
 - (1)農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
 - (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入 れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法 務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。
- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
- (1) 1号特定技能外国人が従事する業務

製材業、合板製造業などに係る木材の加工等

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 特定技能所属機関は、農林水産省が設置する「木材産業特定技能協議会」(以下「協議会」という。) の構成員になること。

- イ 特定技能所属機関は、協議会において協議が調った措置を講じること。
- ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

- エ 特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、 必要な協力を行うこと。
- オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託 するに当たっては、農林水産省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関 に委託すること。
- (3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4)治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る 事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係 機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5)特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、協議会を組織し、協議会において、外国人材が不足している地域について、外国人材不足の状況及び課題の把握並びに対応方策の検討、外国人材の適正な受入れに資する取組等の協議を行う。協議会の構成員は、協議の結果に基づき、外国人材の適正な受入れに資する取組を行う。